

平成27年 2 月12日開会

# 平成27年 2 月徳島県議会定例会議案



## 目 次

第 1 号	平成27年度徳島県一般会計予算	1頁
第 2 号	平成27年度徳島県用度事業特別会計予算	15
第 3 号	平成27年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計予算	17
第 4 号	平成27年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計予算	19
第 5 号	平成27年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	21
第 6 号	平成27年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計予算	23
第 7 号	平成27年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算	25
第 8 号	平成27年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計予算	27
第 9 号	平成27年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計予算	29
第 10 号	平成27年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計予算	31
第 11 号	平成27年度徳島県県有林県行造林事業特別会計予算	33
第 12 号	平成27年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算	35
第 13 号	平成27年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計予算	37
第 14 号	平成27年度徳島県流域下水道事業特別会計予算	39
第 15 号	平成27年度徳島県港湾等整備事業特別会計予算	41
第 16 号	平成27年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計予算	43
第 17 号	平成27年度徳島県奨学金貸付金特別会計予算	45
第 18 号	平成27年度徳島県証紙収入特別会計予算	47
第 19 号	平成27年度徳島県公債管理特別会計予算	49
第 20 号	平成27年度徳島県給与集中管理特別会計予算	51
第 21 号	平成27年度徳島県病院事業会計予算	53

第 22 号	平成27年度徳島県電気事業会計予算	57頁
第 23 号	平成27年度徳島県工業用水道事業会計予算	59
第 24 号	平成27年度徳島県土地造成事業会計予算	63
第 25 号	平成27年度徳島県駐車場事業会計予算	65
第 26 号	徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正について	67
第 27 号	徳島県食品表示の適正化等に関する条例の制定について	69
第 28 号	食品衛生法施行条例の一部改正について	81
第 29 号	徳島県食の安全安心推進条例の一部改正について	89
第 30 号	徳島県消費者行政活性化基金条例の一部改正について	93
第 31 号	徳島県情報公開条例の一部改正について	95
第 32 号	徳島県個人情報保護条例の一部改正について	97
第 33 号	徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について	101
第 34 号	職員の退職手当に関する条例の一部改正について	107
第 35 号	徳島県税条例の一部改正について	109
第 36 号	徳島県県民環境関係手数料条例の一部改正について	111
第 37 号	児童福祉法施行条例等の一部改正について	113
第 38 号	徳島県安心子ども基金条例の一部改正について	115
第 39 号	徳島県自然環境保全条例等の一部改正について	117
第 40 号	徳島県環境影響評価条例の一部改正について	119
第 41 号	徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正について	129
第 42 号	徳島県保健師，助産師，看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部改正について	131
第 43 号	徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正について	133
第 44 号	介護保険法施行条例の一部改正について	141

第 45 号	徳島県森林整備加速化・林業飛躍基金条例の一部改正について	143
第 46 号	徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について	145
第 47 号	徳島県都市公園条例の一部改正について	151
第 48 号	徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について	155
第 49 号	建築基準法施行条例の一部改正について	157
第 50 号	徳島県港湾施設管理条例の一部改正について	159
第 51 号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	161
第 52 号	徳島県学校職員定数条例の制定について	165
第 53 号	徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について	167
第 54 号	徳島県地方警察職員定員条例の一部改正について	169
第 55 号	徳島県警察関係手数料条例の一部改正について	171
第 56 号	平成26年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金の追加について	175
第 57 号	平成26年度県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金の追加について	177
第 58 号	徳島県県営住宅集約化P F I 事業の特定事業契約の変更特定事業契約について	179
第 59 号	権利の放棄について	181
第 60 号	権利の放棄について	183
第 61 号	包括外部監査契約について	185
第 62 号	県道の認定について	187
報告第 1 号	訴えの提起に係る専決処分の報告について	189
報告第 2 号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	193
報告第 3 号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	195
報告第 4 号	損害賠償（公園事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	197



## 第 1 号

## 平成 27 年度 徳 島 県 一 般 会 計 予 算

平成27年度徳島県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ440,888,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、90,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 27 年 2 月 12 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県	税	千円 77,000,000
	1 県 民 税	28,308,589
	2 事 業 税	17,473,678
	3 地 方 消 費 税	12,050,935
	4 不 動 産 取 得 税	1,438,088
	5 県 た ば こ 税	848,268
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	272,217
	7 自 動 車 取 得 税	427,563
	8 軽 油 引 取 税	5,967,415
	9 自 動 車 税	10,187,107
	10 鉦 区 税	1,368
	11 狩 猟 税	24,592
	12 旧 法 に よ る 税	180
2 地 方 消 費 税 清 算 金		23,701,000



	1 地 方 消 費 税 清 算 金	23,701,000
3 地 方 讓 与 税		11,688,000
	1 地 方 法 人 特 別 讓 与 税	9,748,535
	2 地 方 揮 発 油 讓 与 税	1,833,000
	3 石 油 ガ ス 讓 与 税	103,465
	4 航 空 機 燃 料 讓 与 税	3,000
4 地 方 特 例 交 付 金		130,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	130,000
5 地 方 交 付 税		139,000,000
	1 地 方 交 付 税	139,000,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		290,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	290,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		703,387
	1 分 担 金	116,585
	2 負 担 金	586,802
8 使 用 料 及 び 手 数 料		5,672,689
	1 使 用 料	3,976,541

	2 手 数 料	1,696,148
9 国 庫 支 出 金		44,051,937
	1 国 庫 負 担 金	27,534,446
	2 国 庫 補 助 金	15,243,943
	3 委 託 金	1,273,548
10 財 産 収 入		1,336,504
	1 財 産 運 用 収 入	584,178
	2 財 産 売 払 収 入	752,326
11 寄 附 金		103,450
	1 寄 附 金	103,450
12 繰 入 金		82,064,963
	1 特 別 会 計 繰 入 金	62,182,286
	2 基 金 繰 入 金	19,882,677
13 繰 越 金		1,000,000
	1 繰 越 金	1,000,000
14 諸 収 入		14,523,070
	1 延 滞 金, 加 算 金 及 び 過 料 等	100,910

		2 県 預 金 利 子	13,860
		3 公 営 企 業 貸 付 金 元 利 収 入	4,050,000
		4 貸 付 金 元 利 収 入	4,226,794
		5 受 託 事 業 収 入	870,244
		6 収 益 事 業 収 入	2,840,483
		7 利 子 割 精 算 金 収 入	758
		8 雑 入	2,420,021
15 県	債		39,623,000
		1 県 債	39,623,000
	歳 入	合 計	440,888,000

## 歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 983,479
	1 議 会 費	983,479
2 総 務 費		23,072,798
	1 総 務 管 理 費	11,279,174

		2 企 画 費	1,989,311
		3 徴 税 費	2,552,063
		4 市 町 村 振 興 費	1,216,695
		5 選 挙 費	511,298
		6 防 災 費	4,591,666
		7 統 計 調 査 費	613,924
		8 人 事 委 員 会 費	133,139
		9 監 査 委 員 費	185,528
	3 民 生 費		57,351,747
		1 社 会 福 祉 費	42,631,147
		2 児 童 福 祉 費	9,228,626
		3 生 活 保 護 費	5,491,974
	4 衛 生 費		24,993,270
		1 公 衆 衛 生 費	6,214,606
		2 環 境 衛 生 費	2,268,213
		3 保 健 所 費	1,371,496
		4 医 薬 費	7,408,712

		5 病 院 事 業 費	7,730,243
	5 勞 働 費		5,688,303
		1 勞 政 費	4,606,754
		2 職 業 訓 練 費	969,096
		3 勞 働 委 員 会 費	112,453
	6 農 林 水 産 業 費		19,674,244
		1 農 業 費	3,635,142
		2 園 芸 費	608,418
		3 畜 産 業 費	812,991
		4 農 地 費	5,460,739
		5 林 業 費	7,339,812
		6 水 産 業 費	1,817,142
	7 商 工 費		63,839,724
		1 商 業 費	58,540,256
		2 工 鉱 業 費	4,096,737
		3 観 光 費	1,202,731
	8 土 木 費		27,096,058

		1 土 木 管 理 費	4,282,793
		2 道 路 橋 り よ う 費	11,890,557
		3 河 川 海 岸 費	5,296,096
		4 港 湾 費	2,288,193
		5 都 市 計 画 費	2,174,628
		6 住 宅 費	1,163,791
9	警 察 費		20,740,151
		1 警 察 管 理 費	18,761,881
		2 警 察 活 動 費	1,978,270
10	教 育 費		83,079,212
		1 教 育 総 務 費	12,605,643
		2 小 学 校 費	26,343,483
		3 中 学 校 費	15,915,786
		4 高 等 学 校 費	18,400,821
		5 特 別 支 援 学 校 費	7,042,092
		6 社 会 教 育 費	1,899,955
		7 保 健 体 育 費	871,432

11 災 害 復 旧 費		7,526,986	
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,114,304	
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	6,312,682	
	3 公 用 公 共 用 施 設 災 害 復 旧 費	100,000	
	12 公 債 費	80,807,348	
	1 公 債 費	80,807,348	
	13 諸 支 出 金		25,884,680
		1 地 方 消 費 税 清 算 金	11,795,058
		2 利 子 割 交 付 金	171,019
		3 配 当 割 交 付 金	756,173
4 株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金		802,571	
5 地 方 消 費 税 交 付 金		11,884,591	
6 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		190,709	
7 特 別 地 方 消 費 税 交 付 金		100	
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金		284,358	
9 利 子 割 精 算 金		101	
14 予 備 費	150,000		

	1 予 備 費	150,000
歳 出	合 計	440,888,000

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
消防防災ヘリコプター売買契約	平成 28 年 度	3,500,000千円
地方債証券の共同発行により生ずる連帯債務（共同発行市場公募地方債）	自 平成 27 年 度 至 平成 37 年 度	元金 1,396,000,000千円 及びこれに対する利 子相当額
新公有財産管理システム開発事業業務委託契約	平成 28 年 度	27,700千円
防災拠点施設機能強化事業工事請負等契約	平成 28 年 度	198,000千円
既存ストック有効活用事業工事請負等契約	平成 28 年 度	405,000千円
自動車税納税通知書等作成業務委託契約	平成 28 年 度	10,000千円
人事給与システム再開発等事業業務委託契約	自 平成 28 年 度 至 平成 33 年 度	268,686千円
公益財団法人とくしま産業振興機構の中小企業・雇用対策推進費造成事業融資損失補償契約	平成 28 年 度	融資額 36,800,000千円 及び金利 3 %並びに 延滞金及び違約金年 10.95%の範囲内 における損失補償



公益財団法人とくしま産業振興機構のとくしま経済飛躍ファンド造成事業融資損失補償契約	平成28年度	融資額 960,000千円 及び金利3%並びに 延滞金及び違約金年 10.95%の範囲内 における損失補償
公益財団法人徳島県農業開発公社の農地保有合理化事業等資金損失補償契約	自平成28年度 至平成38年度	融資額 50,000千円 並びに延滞金及び違 約金年10.95%の範 囲内における損失補 償
水産研究課美波庁舎機能強化事業工事請負契約	平成28年度	256,000千円
県営かんがい排水事業工事請負契約	平成28年度	20,000千円
広域営農団地農道整備事業工事請負契約	平成28年度	40,000千円
県営農道整備事業工事請負契約	平成28年度	5,000千円
公益社団法人徳島森林づくり推進機構の株式会社日本政策金融公庫資金損失補償契約	自平成27年度 至平成83年度	融資額 248,010千円 に対するつきにかか ける損失補償 償還期限到来後10か 月の期間満了の日 (以下「損失確定 日」という。)にお いて、株式会社日本 政策金融公庫が弁済 を受けなかった元利 金合計額(遅延損害 金を含む。)及び損 失確定日の翌日から 補償履行の日までの 利率年11%の割合に よる金額
徳島県土地開発公社の開発事業資金債務保証	自平成28年度 至平成37年度	融資額 2,500,000千円 及び金利5%の範囲 内における債務保証

徳島県土地開発公社の用地取得等契約	自 平成28年度 至 平成37年度	用地費、補償費等 2,500,000千円 及び金利5%の範囲 内の金額
街路事業工事請負契約	平成28年度	500,000千円
公園整備事業工事請負契約	平成28年度	200,000千円
広域河川改修事業工事請負契約	平成28年度	100,000千円
総合流域防災事業工事請負契約	平成28年度	120,000千円
地震・高潮対策河川事業工事請負契約	平成28年度	80,000千円
堰堤改良事業工事請負契約	平成28年度	100,000千円
海岸侵食対策事業工事請負契約	平成28年度	80,000千円
河川等災害関連事業工事請負契約	平成28年度	100,000千円
河川等施設災害復旧事業工事請負契約	平成28年度	1,000,000千円
道路局部改良事業工事請負契約	平成28年度	30,000千円
道路改築事業工事請負契約	平成28年度	420,000千円
緊急地方道路整備事業工事請負契約	平成28年度	550,000千円
橋りょう修繕事業工事請負契約	平成28年度	20,000千円
県単独港湾整備事業工事請負契約	平成28年度	50,000千円
港湾施設災害復旧事業工事請負契約	平成28年度	300,000千円

高校施設整備事業工事請負等契約	平成28年度	142,425千円
阿南工業高等学校仮設校舎賃貸借契約	自平成28年度 至平成30年度	291,667千円
警察署整備事業工事請負等契約	平成28年度	264,764千円

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務管理事業	千円 325,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。
防災事業	2,824,000			
社会福祉事業	3,000			
環境衛生事業	10,000			
農地事業	462,000			
林業治山事業	931,000			
水産事業	325,000			
道路橋りょう事業	2,661,000			
河川海岸事業	1,484,000			
港湾事業	60,000			
都市計画事業	454,000			

住宅事業	60,000			
警察関係事業	481,000			
教育総務事業	1,100,000			
高等学校整備事業	1,026,000			
土木施設災害復旧事業	2,324,000			
公用公共用施設災害復旧事業	93,000			
臨時財政対策債	25,000,000			
計	39,623,000			

## 第 2 号

## 平成27年度徳島県用度事業特別会計予算

平成27年度徳島県用度事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ990,147千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成27年2月12日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 用 度 事 業 収 入		千円 990,147
	1 財 産 収 入	200
	2 繰 越 金	80,300
	3 諸 収 入	909,647
歳 入	合 計	990,147

## 歳 出

款	項	金 額
1 用 度 事 業 費		千円 990,147
	1 用 度 事 業 費	990,147
歳 出	合 計	990,147

## 第 3 号

## 平成27年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計予算

平成27年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ265,914千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 27 年 2 月 12 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 収 入		千円 265,914
	1 諸 収 入	265,914
歳 入	合 計	265,914

## 歳 出

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金		千円 265,914
	1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金	265,914
歳 出	合 計	265,914



## 第 4 号

## 平成27年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計予算

平成27年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ230,840千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成27年2月12日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 都市用水水源費負担金収入		千円 230,840
	1 繰 入 金	196,935
	2 諸 収 入	33,905
歳 入 合 計		230,840

## 歳 出

款	項	金 額
1 都市用水水源費負担金		千円 230,840
	1 早明浦ダム建設事業都市用水負担金	68,655
	2 正木ダム建設事業都市用水負担金	19,126
	3 旧吉野川河口堰建設事業都市用水負担金	143,059
歳 出	合 計	230,840

## 第 5 号

## 平成27年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

平成27年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ241,005千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 27 年 2 月 12 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金収入		千円 241,005
	1 繰 越 金	134,520
	2 諸 収 入	106,485
歳 入 合 計		241,005

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付金		千円 241,005
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	241,005
歳 出	合 計	241,005

## 第 6 号

## 平成27年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計予算

平成27年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ124,330,628千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成27年2月12日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 中小企業・雇用対策事業収入		千円 124,330,628
	1 使用料及び手数料	5,452
	2 財産収入	500
	3 繰入金	62,664,610
	4 諸収入	61,660,066

歳 入 合 計	124,330,628
---------	-------------

## 歳 出

款	項	金 額
1 中小企業・雇用対策事業費		千円 124,330,628
	1 中小企業・雇用対策事業費	124,330,628
歳 出 合 計		124,330,628

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
企業立地促進事業に係る補助金交付指令	自 平成28年度 至 平成35年度	2,000,000千円

## 第 7 号

## 平成27年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算

平成27年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ198,518千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 27 年 2 月 12 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 中 小 企 業 近 代 化 資 金 収 入		千円 198,518
	1 繰 越 金	10,313
	2 諸 収 入	188,205
歳 入 合 計		198,518

歳 出

款	項	金 額
1 中小企業近代化資金貸付金		千円 198,518
	1 中小企業近代化資金貸付金	198,518
歳 出	合 計	198,518



## 第 8 号

## 平成27年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計予算

平成27年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51,950千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成27年2月12日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 徳島ビル管理事業収入		千円 51,950
	1 財 産 収 入	27,940
	2 繰 越 金	24,000
	3 諸 収 入	10
歳 入	合 計	51,950

## 歳 出

款	項	金 額
1 徳島ビル管理事業費		千円 51,950
	1 徳島ビル管理事業費	51,950
歳 出	合 計	51,950

## 第 9 号

## 平成27年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計予算

平成27年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,422千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成27年2月12日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 収 入		千円 27,422
	1 繰 入 金	368
	2 繰 越 金	26,054
	3 諸 収 入	1,000
歳 入	合 計	27,422

## 歳 出

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 貸 付 金		千円 27,422
	1 農 業 改 良 資 金 貸 付 金	27,422
歳 出	合 計	27,422

## 第 10 号

## 平成27年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計予算

平成27年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ102,427千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 27 年 2 月 12 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 林 業 改 善 資 金 収 入		千円 102,427
	1 繰 入 金	2,424
	2 繰 越 金	88,648
	3 諸 収 入	11,355
歳 入	合 計	102,427

歳 出

款	項	金 額
1 林業改善資金貸付金		千円 102,427
	1 林業改善資金貸付金	102,427
歳 出	合 計	102,427

## 第 11 号

## 平成27年度徳島県県有林県行造林事業特別会計予算

平成27年度徳島県県有林県行造林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ230,218千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 27 年 2 月 12 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県有林県行造林事業収入		千円 230,218
	1 財 産 収 入	116,425
	2 繰 入 金	113,478
	3 繰 越 金	100
	4 諸 収 入	215
歳 入 合 計		230,218

## 歳 出

款	項	金 額
1 県 有 林 県 行 造 林 事 業 費		千円 230,218
	1 県 有 林 県 行 造 林 事 業 費	230,218
歳 出	合 計	230,218



## 第 12 号

## 平成27年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算

平成27年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ81,102千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 27 年 2 月 12 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金収入		千円 81,102
	1 繰 入 金	1,100
	2 繰 越 金	41,580
	3 諸 収 入	38,422
歳 入	合 計	81,102

## 歳 出

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金貸付金		千円 81,102
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	81,102
歳 出	合 計	81,102

## 第 13 号

## 平成27年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計予算

平成27年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ984,195千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 27 年 2 月 12 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公用地公共用地取得事業収入		千円 984,195
	1 財 産 収 入	781,614
	2 繰 入 金	200,000
	3 繰 越 金	2,281
	4 諸 収 入	300
歳 入 合 計		984,195

## 歳 出

款	項	金 額
1 公用地公共用地取得事業費		千円 984,195
	1 公用地公共用地取得事業費	968,763
	2 土地開発基金積立金	15,432
歳 出	合 計	984,195

## 第 14 号

## 平成27年度徳島県流域下水道事業特別会計予算

平成27年度徳島県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ868,601千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成27年2月12日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 流域下水道事業収入		千円 868,601
	1 分担金及び負担金	231,805
	2 国庫支出金	65,000
	3 繰入金	423,796
	4 県債	148,000

歳 入 合 計	868,601
------------------	---------

## 歳 出

款	項	金 額
1 流域下水道事業費		千円 868,601
	1 旧吉野川流域下水道事業費	868,601
歳 出 合 計		868,601

## 第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
旧吉野川流域下水道事業	千円 148,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

## 第 15 号

## 平成27年度徳島県港湾等整備事業特別会計予算

平成27年度徳島県港湾等整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,498,688千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成27年2月12日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 港 湾 等 整 備 事 業 収 入		千円 4,498,688
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	737,081
	2 財 産 収 入	1,464,971
	3 繰 入 金	890,000
	4 諸 収 入	13,636

	5 県	債	1,393,000	
歳	入	合	計	4,498,688

## 歳 出

款	項	金	額	
1 港湾等整備事業費			千円 4,498,688	
	1 港湾等整備事業費		3,752,765	
	2 徳島小松島港沖洲(外)地区整備事業費		210,000	
	3 空港周辺整備事業費		535,923	
歳	出	合	計	4,498,688

## 第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾等整備事業	千円 1,243,000	証書借入又は証券発行	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。
徳島小松島港沖洲(外)地区整備事業	150,000			
計	1,393,000			



## 第 16 号

## 平成27年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計予算

平成27年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ86,052千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 27 年 2 月 12 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 敷 金 等 収 入		千円 86,052
	1 財 産 収 入	690
	2 繰 越 金	26,454
	3 諸 収 入	58,908
歳 入	合 計	86,052

## 歳 出

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 敷 金 等 運 営 費		千円 86,052
	1 県 営 住 宅 敷 金 運 営 費	86,052
歳 出	合 計	86,052

## 第 17 号

## 平成27年度徳島県奨学金貸付金特別会計予算

平成27年度徳島県奨学金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ329,683千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 27 年 2 月 12 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 奨 学 金 収 入		千円 329,683
	1 財 産 収 入	965
	2 繰 越 金	134,151
	3 諸 収 入	194,567
歳 入	合 計	329,683

歳 出

款	項	金 額
1 奨 学 金 貸 付 金		千円 329,683
	1 奨 学 金 貸 付 金	329,683
歳 出	合 計	329,683

## 第 18 号

## 平成27年度徳島県証紙収入特別会計予算

平成27年度徳島県証紙収入特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,905,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成27年2月12日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		千円 2,905,000
	1 証 紙 収 入	2,196,167
	2 繰 越 金	708,833
歳 入 合 計		2,905,000

## 歳 出

款	項	金 額
1 繰 出 金		2,905,000 <sup>千円</sup>
	1 他 会 計 繰 出 金	2,905,000
歳 出	合 計	2,905,000

## 第 19 号

## 平成27年度徳島県公債管理特別会計予算

平成27年度徳島県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ116,178,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成27年2月12日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公 債 管 理 収 入		千円 116,178,000
	1 繰 入 金	73,277,000
	2 県 債	42,901,000
歳 入	合 計	116,178,000

## 歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		千円 116,178,000
	1 公 債 費	116,178,000
歳 出	合 計	116,178,000

## 第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借換債	千円 42,901,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年 5%以内	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。



## 第 20 号

## 平成27年度徳島県給与集中管理特別会計予算

平成27年度徳島県給与集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,695,326千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 27 年 2 月 12 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 給 与 振 替 収 入		千円 30,695,326
	1 給 与 振 替 収 入	30,695,326
歳 入	合 計	30,695,326

## 歳 出

款	項	金 額
1 給 与 費		千円 30,695,326
	1 給 与 費	30,695,326
歳 出	合 計	30,695,326

## 第 21 号

## 平成 27 年度 徳島県 病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成27年度徳島県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	790床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	213,012人
外 来	267,786人
(3) 1 日 平 均 患 者 数	
入 院	582人
外 来	1,102人
(4) 主要な建設改良事業	
病院増改築工事費	3,338,000千円
医療器械及び備品購入費	249,433千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 病 院 事 業 収 益	21,843,438千円
第 1 項 医 業 収 益	18,105,601千円
第 2 項 医 業 外 収 益	3,737,837千円
支 出	
第 1 款 病 院 事 業 費 用	22,363,694千円
第 1 項 医 業 費 用	21,589,405千円

第2項 医 業 外 費 用 774,289千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額983,834千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,619千円及び過年度分損益勘定留保資金979,215千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	8,238,967千円
第1項 企 業 債	2,502,000千円
第2項 負 担 金	684,759千円
第3項 他会計からの借入金	4,000,000千円
第4項 補 助 金	1,052,208千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	9,222,801千円
第1項 建 設 改 良 費	3,597,369千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,342,355千円
第3項 他会計からの借入金償還金	4,283,077千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病院整備事業	千円 2,502,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

11,182,665千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、4,760,000千円と定める。

平成27年2月12日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



## 第 22 号

## 平成 27 年度 徳 島 県 電 気 事 業 会 計 予 算

(総則)

第 1 条 平成27年度徳島県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 供給電力量	水力発電所	326,300,000 k W h
	太陽光発電所	4,692,000 k W h
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	1,757,884千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款 事 業 収 益		3,118,621千円
第 1 項 営 業 収 益		2,885,542千円
第 2 項 附 帯 事 業 収 益		202,694千円
第 3 項 財 務 収 益		22,569千円
第 4 項 事 業 外 収 益		7,816千円
支 出		
第 1 款 事 業 費 用		2,919,511千円
第 1 項 営 業 費 用		2,691,209千円
第 2 項 附 帯 事 業 費 用		175,225千円
第 3 項 財 務 費 用		12千円
第 4 項 事 業 外 費 用		48,065千円
第 5 項 特 別 損 失		2,000千円
第 6 項 予 備 費		3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,060,890千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額129,877千円、中小水力発電開発改良積立金610,798千円及び過年度分損益勘定留保資金1,320,215千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	654,994千円
第1項 固定資産売却代	4,548千円
第2項 他会計長期貸付金等返還金	650,446千円

支 出

第1款 資本的支出	2,715,884千円
第1項 建設改良費	1,757,884千円
第2項 投資	958,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	1,028,110千円
(2) 交際費	114千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成27年2月12日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



## 第 23 号

## 平成27年度徳島県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度徳島県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	33	吉野川北岸工業用水道	22
		阿南工業用水道	11
(2) 年間総給水量	66,399,720m <sup>3</sup>	吉野川北岸工業用水道	38,730,120m <sup>3</sup>
		阿南工業用水道	27,669,600m <sup>3</sup>
(3) 1日平均給水量	181,420m <sup>3</sup>	吉野川北岸工業用水道	105,820m <sup>3</sup>
		阿南工業用水道	75,600m <sup>3</sup>
(4) 建設改良工事		吉野川北岸工業用水道改良工事	599,850千円
		阿南工業用水道改良工事	498,123千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業	収	益	1,182,932千円
第1項 営業	収	益	1,115,189千円
第2項 営業外	収	益	67,743千円
	支	出	
第1款 事業	費	用	1,085,632千円
第1項 営業	費	用	995,932千円
第2項 営業外	費	用	89,700千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額379,302千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額80,102千円及び過年度分損益勘定留保資金299,200千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	900,577千円
第1項 固定資産売却代	577千円
第2項 他会計長期借入金	900,000千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,279,879千円
第1項 建設改良費	1,097,973千円
第2項 企業債償還金	181,906千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
長岸水管橋撤去事業工事請負契約	平成28年度	51,000千円
鳴門配水本管（撫養）布設替事業工事請負契約	平成28年度	55,000千円
幸野配水支管布設替事業工事請負契約	平成28年度	88,000千円

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	229,826千円
---------------	-----------

(2) 交 際 費

14千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

平成27年2月12日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



## 第 24 号

## 平成27年度徳島県土地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度徳島県土地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 工業用地の管理事業 1,173千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業 収 益		11,172千円
第1項 営 業 収 益		7,740千円
第2項 営 業 外 収 益		3,432千円
支 出		
第1款 事 業 費 用		1,517千円
第1項 営 業 費 用		1,516千円
第2項 営 業 外 費 用		1千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 資 本 的 収 入		382,077千円
第1項 他会計長期貸付金返還金		382,077千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

平成 27 年 2 月 12 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第 25 号

## 平成27年度徳島県駐車場事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度徳島県駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                 |          |         |
|-----------------|----------|---------|
| (1) 収 容 台 数     | 525台     |         |
| (2) 建 設 改 良 工 事 | 既設設備改良工事 | 4,100千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事 業 収 益		76,761千円
第1項 営 業 収 益		75,031千円
第2項 営 業 外 収 益		1,730千円
支 出		
第1款 事 業 費 用		67,194千円
第1項 営 業 費 用		67,188千円
第2項 営 業 外 費 用		6千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 資 本 的 収 入		67,000千円
第1項 他会計長期貸付金返還金		67,000千円
支 出		
第1款 資 本 的 支 出		4,100千円

第1項 建設改良費

4,100千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成27年2月12日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



## 第二十六号

## 徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正について

徳島県危機管理関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県危機管理関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県危機管理関係手数料条例（平成十六年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中百五十一の項を百五十五の項とし、百五十の項を百五十四の項とし、百四十九の項を百五十三の項とし、同項の前に次のように加える。

百五十一 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第三号の規定に基づく食鳥 処理衛生管理者の養成施設の登録	十五万円
百五十二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第四号の規定に基づく食鳥 処理衛生管理者に係る講習会の登録	九万円

別表第一中百四十八の項を百五十の項とし、八十六の項から百四十七の項までを二項ずつ繰り下げ、八十五の項の次に次のように加える。

八十六 食品衛生法第四十八条第六項第三号の規定に基づく食品衛生管理者の養成施設の登録	十五万円
八十七 食品衛生法第四十八条第六項第四号の規定に基づく食品衛生管理者に係る講習会の登録	九万円

別表第一の備考第三号中「八十六の項から百十九の項まで」を「八十八の項から百二十一の項まで」に改め、同備考第四号中「百二十七の項」を「百二十九の項」に改める。

別表第二の七の項中「百四十九の項」を「百五十三の項」に改める。

## 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

#### 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により食品衛生法等の一部が改正されたことに伴い、食品衛生管理者の養成施設の登録等に係る手数料を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第二十七号

### 徳島県食品表示の適正化等に関する条例の制定について

徳島県食品表示の適正化等に関する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

#### 徳島県食品表示の適正化等に関する条例

##### 目次

- 第一章 総則（第一条―第六条）
- 第二章 食品表示の適正化に関する基本的な施策（第七条―第十五条）
- 第三章 食品表示の適正性の確保
  - 第一節 食品関連事業者等の取組等（第十六条―第十九条）
  - 第二節 県の措置（第二十条―第二十三条）
- 第四章 特定食品製造事業者の届出等（第二十四条―第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条・第三十一条）
- 第六章 罰則（第三十二条―第三十四条）

##### 附則

#### 第一章 総則

##### （目的）

**第一条** この条例は、食品表示の適正化に関する県の基本的な施策、食品表示の適正性を確保するための食品関連事業者等の取組等及び特定食品製造事業者の届出等に関する事項を定めることにより、徳島県食の安全安心推進条例（平成十七年徳島県条例第百十五号。以下「推進条例」という。）による措置と相まって、食の安全安心（推進条例第二条第一号に規定する食の安全安心をいう。）の確保に関する施策を計画的に推進し、もって県民の健康の保護並びに消費

者に信頼される県産食品の生産及び供給の振興に資することを目的とする。

(定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 食品 全ての飲食物（その原材料として使用される農林水産物及び添加物（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百二十三号）第四条第二項に規定する添加物をいう。）を含み、医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品をいう。）、医薬部外品（同条第二項に規定する医薬部外品をいう。）及び再生医療等製品（同条第九項に規定する再生医療等製品をいう。）を除く。）をいう。
- 二 食品表示 食品関連事業者等が食品の販売等を行う際にする食品に関する表示であつて、名称、消費期限、原材料、原産地その他の消費者が食品を摂取する際の安全性の判断又は消費者の自主的かつ合理的な食品の選択に影響を与える事項を内容とするもの（当該食品関連事業者等による仕入れの段階以前にされているものを含む。）をいう。
- 三 食品表示の適正化 不適正な食品表示を未然に防止するとともに、不適正な食品表示の発見を容易にし、その排除を効果的に行うことができる体制を食品流通過程（食品の製造又は加工からその消費に至るまでの一連の食品の流通の行程をいう。以下同じ。）の各段階において構築することにより、食品表示の信頼性を向上させる取組をいう。
- 四 食品関連事業者 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第二条第三項第一号に規定する食品関連事業者をいう。
- 五 飲食店営業者 食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業を行う者をいう。
- 六 食品関連事業者等 食品表示法第二条第三項に規定する食品関連事業者等及び飲食店営業者をいう。
- 七 特定食品製造事業者 特定食品の製造又は加工を業とする者をいう。
- 八 特定食品 次に掲げる営業（食品衛生法第五十一条に規定する営業に該当するものを除く。）において製造され、又は加工された食品をいう。
  - イ 漬物製造業（野菜、果実、海藻等を主な原材料として、漬物の製造を行う営業をいう。）
  - ロ 水産加工業（水産動植物を主な原材料として、食品の製造又は加工（漁業者等が施す乾燥（保存等のために施すものを除く。以下同じ。）、塩蔵、加熱等の簡易なものを含む。）を行う営業（イ又はロに掲げる営業に該当するものを除く。）をいう。）
  - ハ 農産加工業（農産物を主な原材料として、食品の製造又は加工（農業者等が施す乾燥、塩蔵、加熱等の簡易なものを含む。）を行う営業（イ又はロに掲げる営業に該当するものを除く。）をいう。）
  - ニ 栄養補助食品等製造業（食生活における特定の栄養成分の補給等を目的とした食品であつて粒状、粉状、液状等のもの又はその原材料の製造又は加工を行う営業をいう。）

九 県産食品 本県の生産者（推進条例第二条第五号に規定する生産者をいう。以下同じ。）が供給する農林水産物（食用に供するものに限る。以下「県産農林水産物」という。）及び県内で製造され、又は加工された食品をいう。

十 県産物表示食品 販売又は提供の際に県産農林水産物又は県産農林水産物を主な原材料として製造され、加工され、若しくは調理された食品（以下「県産農林水産物使用食品」という。）であることが表示されているものをいう。

十一 仕入関係資料等 食品の仕入れに係る次に掲げる事項（へ及びトを除く。）が記載された納品書、仕入台帳等の書類又は容器包装（食品衛生法第四条第五項に規定する容器包装をいう。）（以下「仕入関係資料」という。）及び食品の納入に係る次に掲げる事項（ニ及びホを除く。）が記載された出荷記録簿等の書類をいう。

イ 名称

ロ 数量

ハ 県産農林水産物又は県産農林水産物使用食品であること。

ニ 仕入れを行った年月日

ホ 仕入れの相手方の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

へ 納入を行った年月日

ト 納入の相手方の氏名（法人にあつては、その名称）

（基本理念）

**第三条** 食品表示の適正化は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、必要な措置が講ぜられること。

二 消費者に信頼される県産食品の生産及び供給の振興がとくしまブランド（徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例（平成二十年徳島県条例第五十七号）第二条第四号に規定するとくしまブランドをいう。以下同じ。）の発展に寄与するという基本的認識の下に、必要な措置が講ぜられること。

三 県及び食品関連事業者等の責務並びに県民の役割が相互に理解され、それぞれの立場が尊重されること。

四 消費者、食品関連事業者等及び県の間で食品表示に関する情報の共有及び意見の一致が図られ、互いに協力して推進されること。

五 食品表示に係る業務を合理的に管理するため、科学的知見の活用が促進されること。

六 食品流通過程の各段階における業務の透明性が確保され、県産食品の信頼性の向上が図られること。

（県の責務）

**第四条** 県は、前条に規定する食品表示の適正化についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食品表示の適正化に関する施策を計画的に策

定し、及び実施しなければならない。

(食品関連事業者等の責務)

**第五条** 食品関連事業者等は、食品表示が消費者の自主的かつ合理的な食品の選択に重要な役割を果たしていることを認識し、食品表示に係る関係法令等（以下「関係法令等」という。）を遵守するとともに、基本理念にのっとり、消費者の信頼を損なうことのないよう適正に食品表示をしなければならない。

2 食品関連事業者等は、食品表示の適正化について第一義的な責任を有することを認識し、基本理念にのっとり、その食品流通過程の各段階において必要な措置を適切に講じなければならない。

3 食品関連事業者等は、県が実施する食品表示の適正化に関する施策に協力しなければならない。

(消費者の役割)

**第六条** 消費者は、基本理念にのっとり、食品表示の適正化に関する知識及び理解を深めるよう努めるとともに、県が実施する施策及び食品関連事業者等が行う取組について意見を表明するよう努めることによつて、食品表示の適正化に協力するものとする。

## 第二章 食品表示の適正化に関する基本的な施策

(基本計画)

**第七条** 知事は、食品表示の適正化に関する施策を計画的に推進するため、基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食品表示の適正化に関する施策の実施のための基本的な事項

二 食品関連事業者等が行う食品表示の適正化についての基本的な指針

三 前二号に掲げるもののほか、食品表示の適正化に関する施策を計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民、食品関連事業者等その他の関係者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(普及啓発)

**第八条** 県は、食品関連事業者等において食品流通過程の各段階に応じた食品表示の適正化が広く実施され、及び継続されるよう、食品表示の適正化に関する知識を普及するとともに、食品表示の適正化の重要性についての理解を深めるための啓発を行うものとする。

(指導、相談等の体制の整備)

**第九条** 県は、食品表示の適正な実施を確保するため、食品流通過程の各段階における指導、相談等の体制を整備するものとする。

(食品表示に関する情報収集等)

**第十条** 県は、食品表示に関する情報の収集、整理及び分析を行うとともに、必要に応じ、消費者及び食品関連事業者等に当該情報を提供するものとする。

- 2 県は、食品関連事業者等が保有する食品表示に関する情報について、消費者及び県に対する自発的な提供が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、食品表示に関する情報について、消費者、食品関連事業者等その他の関係者が意見の交換をするための場を設けるものとする。

(人材の育成)

**第十一条** 県は、食品表示に関する正確な知識を有し、地域における食品表示の適正化の推進を担う人材を育成するため、講習会の開催その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国等との連携)

**第十二条** 県は、食品表示の適正化に関する施策を推進するため必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体、消費者又は食品関連事業者等が組織する団体等との情報の共有、意見の交換その他の連携に努めるものとする。

(自主的な県産食品の認証の支援)

**第十三条** 県は、食品関連事業者又は飲食店営業者が組織する団体が、その構成員が取り扱う県産食品の食品表示に関する統一的な基準を定め、当該構成員がした食品表示が当該基準に適合しているか否かの認証を行う体制を構築するために必要な支援を行うものとする。

- 2 県は、前項に規定する認証を受けた県産食品の生産及び供給の振興に関し必要な措置を講ずるものとする。

(食品関連事業者及び飲食店営業者の認定)

**第十四条** 知事は、食品関連事業者及び飲食店営業者について、帳簿書類の整備の状況、消費者に対する情報提供の状況等に関し知事が別に定める基準に適合すると認めるときは、食品表示の適正化を積極的に行っているものとして、その行う営業ごとに、当該食品関連事業者及び飲食店営業者を認定することができる。

- 2 前項の規定による認定を受けようとする食品関連事業者及び飲食店営業者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。
- 3 知事は、第一項の規定により食品関連事業者及び飲食店営業者を認定したときは、当該食品関連事業者及び飲食店営業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を公表することができる。

(顕彰)

**第十五条** 知事は、食品表示の適正化の推進に関して特に優れた取組をした者に対して、顕彰を行うことができる。

## 第三章 食品表示の適正性の確保

### 第一節 食品関連事業者等の取組等

(情報提供)

**第十六条** 食品関連事業者等は、食品表示の適正化を推進するため、消費者に対し、取り扱う食品に関する正確な情報を提供するよう努めなければならない。

2 食品関連事業者は、食品表示に対する消費者の信頼を向上させるとともに、消費者の自主的かつ合理的な食品の選択に資するため、加工食品又は国内で生産された畜産物（食用に供されるものに限る。）を消費者に販売するときは、別に知事が定めるところにより、当該加工食品の原材料の原産地又は当該畜産物の原産地に関する情報の提供の充実に努めなければならない。

3 飲食店営業者は、食品表示に対する消費者の信頼を向上させるとともに、消費者の自主的かつ合理的な食品の選択に資するため、食品を消費者に提供するときは、別に知事が定めるところにより、当該食品の原産地に関する情報の提供の充実に努めなければならない。

(留意事項の自主的な設定等)

**第十七条** 食品関連事業者は、食品表示の適正化を推進するため、食品表示に係る業務の管理上留意すべき事項を自主的に定め、これを適切に実施するよう努めなければならない。

(飲食店営業者の遵守義務)

**第十八条** 飲食店営業者は、消費者の自主的かつ合理的な食品の選択に資するとともに、とくしまブランドその他の特定の地域の生産者又は食品関連事業者が供給する食品であつて、安全性が確保されていること、品質が優良であること等の特性により消費者に信頼感を与えているものに対する信頼を損なわないようするため、使用する食品の名称等をメニュー等に表示する場合には、関係法令等に従い、適正な食品表示をしなければならない。

(仕入関係資料等の備付け及び保存)

**第十九条** 食品関連事業者は、県産物表示食品を次に掲げる者に販売するときは、当該県産物表示食品を販売する事業所に、当該県産物表示食品に係る仕入関係資料等（第二号に掲げる者にあつては、仕入関係資料）を備え付けなければならない。

- 一 当該食品関連事業者以外の食品関連事業者等
  - 二 前号に掲げる者以外の者
- 2 食品関連事業者は、前項の仕入関係資料等を、当該仕入関係資料等に係る県産物表示食品の最後の販売の日から起算して三年間保存しなければならない。
  - 3 前二項の規定は、県産物表示食品の販売に際して食品関連事業者が自ら県産農林水産物又は県産農林水産物使用食品であることを表示しないときは、適用しない。
  - 4 飲食店営業者は、県産物表示食品を提供するときは、当該県産物表示食品を提供する事業所に、当該県産物表示食品に係る仕入関係資料を備え付けなければならない。
  - 5 飲食店営業者は、前項の仕入関係資料を、当該仕入関係資料に係る県産物表示食品の最後の提供の日から起算して九十日間保存しなければならない。



- 6 前二項の規定は、県産物表示食品の提供に際して飲食店営業者が自ら県産農林水産物又は県産農林水産物使用食品であることを表示しないときは、適用しない。

## 第二節 県の措置

### (原産地の表示に関する試験)

**第二十条** 知事は、食品の原産地の表示の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該表示に関する科学的な手法による試験を行うことができる。

### (立入検査等)

**第二十一条** 知事は、第十八条に規定する場合において飲食店営業者がした食品表示の内容を確認するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、飲食店営業者その他の関係者から報告を求め、又はその職員をしてそれらの者の事業所その他事業に係る施設若しくは場所に立ち入り、食品、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 知事は、前条に規定する試験を行うため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員をして、食品関連事業者その他の関係者の事業所その他事業に係る施設又は場所に立ち入り、当該試験の用に供するのに必要な限度において、食品の提出を求めさせることができる。
- 3 前二項の規定により立入検査等を行う職員（以下「とくしま食品表示Gメン」という。）は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 5 とくしま食品表示Gメンに関し、職務その他必要な事項は、規則で定めるところによるものとする。

### (勧告及び命令)

**第二十二条** 知事は、食品関連事業者又は飲食店営業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該食品関連事業者又は飲食店営業者に対し、当該各号に定める措置をとるよう勧告することができる。

- 1 第十九条第一項若しくは第四項の規定に違反して仕入関係資料等を備え付けず、又は同条第二項若しくは第五項の規定に違反して仕入関係資料等を保存しなかつたとき 仕入関係資料等の適正な備付け及び保存の措置
- 1 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第四条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反する行為があると認められるとき 当該行為の取りやめ若しくは当該行為が再び行われることを防止するために必要な措置又はこれらの実施に関連する公示その他必要な措置
- 2 知事は、前項の規定による勧告（同項第一号に係るものに限る。）を受けた食品関連事業者又は飲食店営業者が当該勧告に正当な理由なく従わないときは、当該勧告を受けた食品関連事業者又は飲食店営業者に対し、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(公表)

**第二十三条** 知事は、食品関連事業者又は飲食店営業者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該食品関連事業者又は飲食店営業者に正当な理由がないと認めるときは、当該食品関連事業者又は飲食店営業者の氏名又は名称、当該事実その他必要と認める事項を公表することができる。

- 一 第二十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - 二 第二十一条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
  - 三 前条第一項の規定による勧告（同項第二号に係るものに限る。）を受けた者が当該勧告に従わないとき。
  - 四 前条第二項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないとき。
- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとする場合は、あらかじめ、食品関連事業者又は飲食店営業者に対し、証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

#### 第四章 特定食品製造事業者の届出等

(営業の開始等の届出)

**第二十四条** 特定食品製造事業者は、その営業を開始したとき（休止していた営業を再開したときを含む。）は、その日から起算して九十日以内に、特定食品の製造又は加工を行う施設ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 特定食品製造事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 特定食品の製造又は加工を行う施設の名称及び所在地
- 三 特定食品の種類
- 四 主たる取引先
- 五 第二十七条第一項に規定する食品表示責任者の氏名

(証票)

**第二十五条** 知事は、前条の規定による届出があつたときは、当該届出をした特定食品製造事業者が次の各号のいずれにも該当しない場合は、同条各号に掲げる事項を記載した証票（以下「証票」という。）を交付するものとする。

- 一 関係法令等、この条例若しくは推進条例又は関係法令等、この条例若しくは推進条例に基づき処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
  - 二 法人であつて、その役員のうち前号に該当する者があるもの
- 2 特定食品製造事業者は、証票の交付を受けたときは、特定食品の製造又は加工を行う施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

3 知事は、第一項の規定により証票を交付したときは、当該証票を交付した特定食品製造事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。

（営業の休廃止等の届出）

**第二十六条** 特定食品製造事業者は、その営業を休止し、廃止し、又は証票の記載事項（第二十四条第三号及び第四号に掲げる事項を除く。）に変更を生じたときは、速やかに、その証票を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

2 特定食品製造事業者は、証票を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 証票を毀損した特定食品製造事業者が前項の規定による届出をする場合には、届出書にその証票を添付しなければならない。

4 前条第一項の規定は、第一項の規定による届出（証票の記載事項の変更に係るものに限る。）及び第二項の規定による届出があつた場合について準用する。

5 特定食品製造事業者は、前項において準用する前条第一項の規定により証票の交付を受けた後、亡失した証票を発見したときは、速やかに、これを知事に返納しなければならない。

（食品表示責任者）

**第二十七条** 特定食品製造事業者は、その営業を開始したとき（休止していた営業を再開したときを含む。）は、その日から起算して九十日以内に、特定食品の製造又は加工を行う施設ごとに、常時使用する従業員のうちから、食品表示の適正化に関する責任者（以下「食品表示責任者」という。）を置かなければならない。ただし、特定食品製造事業者が自ら食品表示責任者となつて担当する施設については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、常時使用する従業員の数が二人以下の小規模な特定食品製造事業者の場合にあつては、当該特定食品製造事業者及びその従業員以外の者（当該特定食品製造事業者の取り扱う食品の食品表示につき食品表示責任者としての能力を有する者に限る。）をもつて食品表示責任者とすることができる。

3 第一項の規定は、特定食品製造事業者のうち、消費者に対し販売するために容器に入れ、又は包装した食品を出荷し、又は販売していない者については、適用しない。

（食品表示責任者の責務）

**第二十八条** 食品表示責任者は、知事が実施し、又は指定する講習を受けなければならない。

2 食品表示責任者は、担当する施設における食品表示の適正化を推進するため、次の事項に努めなければならない。

一 前項に規定する講習を定期的に行うこと等により、常に食品表示に関する新しい知見を習得すること。

二 担当する施設において、取り扱う食品の食品表示が適正に行われるよう業務を管理し、及び監督すること。

三 担当する施設において、従業員に対し食品表示に関する研修及び啓発を行うこと。

四 消費者に対し、取り扱う食品に関する正確な情報を提供すること。

(特定食品製造事業者の衛生管理)

**第二十九条** 特定食品製造事業者は、その営業の施設を食品衛生法施行条例（平成十二年徳島県条例第二十七号）別表第三の第一に定める基準に適合とせるよう努めなければならない。

## 第五章 雑則

(手数料)

**第三十条** 第十四条第一項の規定による認定を受けようとする者は、その行う営業一件につき一万円の手数料を納付しなければならない。

2 前項の手数料は、第十四条第二項の規定による申請の際、納付しなければならない。

3 既納の手数料は、還付しない。

(委任)

**第三十一条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第六章 罰則

**第三十二条** 第三十一条第二項の規定による立入りを拒み、又は正当な理由なく同項の規定による食品の提出をしなかつた者は、二十万円以下の罰金に処する。

**第三十三条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

**第三十四条** 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第十九条第一項又は第四項の規定により備え付けなければならない仕入関係資料等に虚偽の記載をした者

二 第二十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、食品表示法の施行の日から施行する。ただし、第二条第十号及び第十一号、第十九条、第二十二條第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項、第二十三条第一項（第四号に係る部分に限る。）、第四章（第二十九条を除く。）、第三十四条並びに次項から附則第四項までの規定は、平成二十七年九月一日から施行する。

(経過措置)

2 第十九条の規定は、平成二十七年九月一日前に仕入れた食品に係る仕入関係資料については、適用しない。

- 3 平成二十七年九月一日前から引き続きその営業を行っている特定食品製造事業者（以下「継続事業者」という。）については、同日にその営業を開始したものとみなして、第四章（第二十九条を除く。）の規定を適用する。この場合において、継続事業者であつて知事が特に認めるもの（以下「特認事業者」という。）については、同日に、第二十四条の規定による届出及び第二十七条第一項又は第二項の規定による食品表示責任者の設置がされたものとみなす。
- 4 平成二十七年九月一日前に知事が特認事業者に対して交付した書面であつて証票に相当するものは、証票とみなして、第二十五条第二項及び第三項並びに第二十六条の規定を適用する。

#### 提案理由

食品表示の適正化に関する県の基本的な施策、食品表示の適正性を確保するための食品関連事業者等の取組等及び特定食品製造事業者の届出等に関する事項を定めることにより、徳島県食の安全安心推進条例による措置と相まって、食の安全安心の確保に関する施策を計画的に推進し、もつて県民の健康の保護並びに消費者に信頼される県産食品の生産及び供給の振興に資する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第二十八号

## 食品衛生法施行条例の一部改正について

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成十二年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（管理運営基準）

**第二条** 法第五十条第二項に規定する営業の施設の内外の清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関する基準は、次の各号に掲げる営業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 次号に掲げる営業者以外の営業者 別表第一に定める基準

二 危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。）を用いて衛生管理を行う営業者 別表第二に定める基準

2 法第六十二条第一項において準用する法第五十条第二項に規定する基準は、別表第一の第一の八の12、九、十一及び十三に定める基準とする。

第三条中「の規定による」を「に規定する」に、「の基準」を「についての基準」に、「別表第二のとおり」を「別表第三に定める基準」に改める。

別表第一の第一の三に次のように加える。

12 施設においておう吐した場合には、直ちに殺菌剤を用いて適切に消毒すること。

別表第一の第一の四の1中「取扱う」を「取り扱う」に改め、同四の2中「二年間以上」を「一年以上」に改め、同第一の五から七までを次のように改める。

五 ねずみ及び昆虫対策

1 施設及びその周囲は、ねずみ及び昆虫の繁殖場所を排除するとともに、窓、扉及び吸排気口の網戸、ねずみ及び昆虫の捕獲器、排水溝の蓋等の設置

により、ねずみ及び昆虫の施設内への侵入を防止すること。

- 2 原材料、製品、包装資材等は、容器に入れる等のねずみ又は昆虫による汚染防止対策を講じた上で保管すること。
- 3 ねずみ及び昆虫の駆除作業は、施設及びその周囲の状況を考慮した方法及び頻度で実施し、その実施記録を一年間保管すること。
- 4 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合には、食品、添加物、器具又は容器包装（以下「食品等」という。）を汚染しないようその取扱いに十分注意すること。

#### 六 廃棄物及び排水の取扱い

- 1 廃棄物の保管及びその廃棄の方法について、必要に応じて手順書を作成すること。
- 2 廃棄物の容器は、他の容器と明確に区別できるようにし、汚液又は汚臭が漏れないように常に清潔にしておくこと。
- 3 廃棄物は、作業に支障のない限り、食品の取扱い又は保管の区域（隣接する区域を含む。）に保管しないこと。
- 4 廃棄物の保管場所は、周囲の環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理すること。
- 5 廃棄物及び排水の処理は、適切に行うこと。

#### 七 食品衛生責任者

- 1 営業者（法第四十八条第一項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。2を除き、以下8までにおいて同じ。）は、施設又は部門ごとに、食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を食品取扱者のうちから選任すること。ただし、営業者が自ら食品衛生責任者となる一の施設又は部門については、この限りでない。
- 2 1にかかわらず、同一の建物において二以上の施設を設けているときは、食品衛生責任者は、当該二以上の施設を通じて一人とすることができること。
- 3 営業者は、次のいずれかに該当する者のうちから、食品衛生責任者を選任するように努めること。
  - (一) 栄養士、調理師、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者、船舶料理士又は法第四十八条第六項各号に掲げる者
  - (二) 知事が実施し、若しくは指定する食品衛生責任者のための講習会（以下「食品衛生責任者養成講習会」という。）又は知事がこれと同等以上と認める講習会の受講修了者
- 4 営業者は、食品衛生責任者として選任した者が3の(一)若しくは(二)のいずれにも該当しないとき、又は自ら食品衛生責任者となった場合において自らが3の(一)若しくは(二)のいずれにも該当しないときは、速やかに、食品衛生責任者養成講習会に、当該食品衛生責任者として選任した者を出席させ、又は自ら出席するように努めること。
- 5 営業者は、施設の見やすい箇所に食品衛生責任者の氏名を記載した名札を掲示しておくこと。



- 6 食品衛生責任者は、営業者の指示を受けて、その担当する施設の維持管理その他当該施設に関する食品衛生上の管理運営に当たること。
- 7 食品衛生責任者は、その担当する施設に関して、食品衛生上の不備事項又は不適事項を発見したときは、営業者に対してその改善を進言すること。
- 8 営業者は、食品衛生責任者の食品衛生管理運営上の進言があつたときは、速やかに、当該進言に係る不備事項又は不適事項について改善すること。

別表第一の第一中八を十二とし、同十二の前に次のように加える。

#### 八 食品等の取扱い

- 1 食品等の仕入れに当たっては、衛生上の観点から品質、鮮度、表示等について点検し、その結果を記録するよう努めること。
- 2 原材料として使用する食品は、当該食品に適した状態及び方法で衛生的に保存すること。
- 3 冷蔵庫内又は冷蔵室内では、相互汚染が生じないように区画して保存すること。
- 4 添加物を使用する場合は、正確に計量し、適正に使用すること。
- 5 食品の製造、加工又は調理において、病原微生物その他の微生物及びそれらの毒素を、完全に、又は安全な量まで死滅させ、又は除去すること。
- 6 食品は、当該食品の水分活性、水素イオン濃度及び微生物による汚染状況、消費期限又は賞味期限、製造加工の方法、包装形態、生食用又は加熱加工用等の使用方法等に応じて冷蔵保存する等、調理、製造、保管、運搬、販売等の各過程において時間及び温度の管理に十分配慮して衛生的に取り扱うこと。
- 7 食品間の相互汚染を防止するため、次の点に配慮すること。
  - (一) 未加熱又は未加工の原材料は、そのまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。
  - (二) 製造、加工又は調理を行う区域へは、当該区域で作業を行う食品取扱者以外の者が立ち入ることのないようにすること。ただし、当該食品取扱者以外の者の立入りによる食品等の汚染のおそれがない場合は、この限りでない。
  - (三) (二)の区域へ入る際には、必要に応じて、更衣室等を経由し、衛生的な作業着及び履物への交換、手洗い等を行うこと。
  - (四) 食肉等の未加熱食品を取り扱った設備、機械器具等は、別の食品を取り扱う前に、必要な洗浄及び消毒を行うこと。
- 8 原材料は、使用期限等に応じ適切な順序で使用されるよう配慮して保管すること。
- 9 器具及び容器包装は、製品を汚染及び損傷から保護することができ、適切な表示が行えるものを使用すること。
- 10 再使用が可能な器具又は容器包装は、洗浄及び消毒が容易なものを使用すること。
- 11 食品等の製造又は加工に当たっては、次の事項の実施に努めること。
  - (一) 原材料及び製品への金属、ガラス、じんあい、洗浄剤、機械油等の化学物質等の異物の混入防止のための措置を講じ、必要に応じ、検査すること。
  - (二) 原材料、製品及び容器包装をロットごとに管理し、その管理状況を記録すること。

- (三) 製品ごとにその特性、製造及び加工の手順、原材料等について記載した製品説明書を作成し、保存すること。
  - (四) 分割され、又は細切された食肉等について、異物の混入がないかどうかを確認し、異物が認められた場合には、当該食肉等のうち汚染の可能性のある部分を廃棄すること。
  - (五) 原材料として使用していない食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号）第一条第二項第七号に規定する特定原材料等が製造工程において混入しないよう措置を講ずること。
- 12 原材料及び製品について自主検査を行い、法第十一条第一項に規定する基準及び規格等への適合性を確認し、その結果を記録し、保存するよう努めること。
- 13 おう吐物等により汚染された可能性のある食品は廃棄すること。

#### 九 記録の作成及び保存

- 1 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品に係る仕入元、製造又は加工等の状態、出荷先又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、これを保存するよう努めること。
- 2 1の記録の保存期間は、取り扱う食品等の消費期限、賞味期限等に応じて合理的な期間を設定すること。
- 3 食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するため、国、都道府県等から要請があった場合には、1の記録を提出すること。

#### 十 管理運営要領等の作成

- 1 営業者は、施設及び食品の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領を作成し、食品取扱者及び関係者に周知徹底すること。
- 2 定期的に製品検査、拭き取り検査等を実施し、施設の衛生状態を確認することにより、1で作成した管理運営要領の効果を検証し、必要に応じ、その内容を見直すこと。
- 3 食肉処理業にあつては、営業者は、管理運営要領に基づく衛生管理についての点検表を作成し、食品衛生責任者に定期的に点検させること。

#### 十一 回収及び廃棄

- 1 販売食品等（法第三条第一項に規定する販売食品等をいう。以下同じ。）に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、消費者に対する健康被害を未然に防止する観点から、問題となった製品を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、具体的な回収の方法、当該製品の製造施設等の所在地を所管する保健所長等への報告等の手順を定めること。
- 2 回収された当該製品は、通常の製品と明確に区別して保管し、保健所長等の指示に従って適切に廃棄等の措置を講ずること。
- 3 回収等を行う際は、必要に応じ、消費者への注意喚起等のため、当該回収等に関する公表について考慮すること。

別表第一の第一に次のように加える。

### 十三 情報の提供及び報告

- 1 消費者に対し、販売食品等についての安全性に関する情報提供に努めること。
- 2 製造し、加工し、若しくは輸入した食品等についての消費者の健康被害（医師の診断を受け、その症状が当該食品等に起因する又はその疑いがあると診断されたものに限る。）に関する情報を得たとき又は法の規定に違反する食品等に関する情報を得たときは、保健所長に速やかに報告すること。
- 3 製造し、加工し、又は輸入した食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の消費者等からの苦情であつて、健康被害につながるおそれがあるものを受けた場合は、保健所長に速やかに報告すること。

別表第一の第二から第五までを削り、同表の第六の九中「や」を「」に、「消毒」を「消毒を行い、使い捨て手袋を使用する場合には交換」に改め、同第六を同表の第二とし、同表の第七の一中「方法等」を「方法、適正な手洗いの方法、健康管理等」に改め、同第七の二中「五の6及び七の1、第四の一並びに第五の一」を「三の12、六の1、八の6、十の1及び十一の1」に、「する」を「すること」に改め、同第七を同表の第三とし、同表中第八を第四とし、第九を第五とし、第十及び第十一を削る。

別表第二を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える。

#### 別表第二（第二条関係）

##### 第一 食品取扱施設等における衛生管理

###### 一 一般事項等

別表第一の第一の一から七まで及び十から十三までに定める基準によること。

###### 二 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う班の編成

食品衛生管理者、食品衛生責任者その他の製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編成すること。

###### 三 製品説明書及び製造工程一覧図の作成

- 1 原材料等の組成、水分活性、水素イオン濃度等の物理的又は化学的性質、加熱、凍結、加塩、くん煙等の殺菌又は抗菌処理の方法、包装、保存性、保管条件、流通方法等の製品の安全性に関する事項（以下「製品の特性」という。）を記載した製品説明書を作成すること。
- 2 1の製品説明書には、製品の使用方法、想定される消費者層等を記述すること。
- 3 製品の全ての製造工程が記載された製造工程一覧図を作成すること。
- 4 3の製造工程一覧図について、実際の製造工程及び施設設備の配置に照らし合わせて適切か否かの確認を行い、適切でない場合には、製造工程一覧図の修正を行うこと。

###### 四 食品等の取扱い

- 1 2から10までの方法により食品の製造工程における全ての潜在的な危害の原因となる物質を列挙し、危害分析を実施して特定された危害の原因となる物質を管理すること。
- 2 製造工程ごとに発生するおそれのある全ての危害の原因となる物質のリスト（以下「危害要因リスト」という。）を作成し、健康に悪影響を及ぼす可能性、製品の特性等を考慮して、各製造工程における食品衛生上の危害の原因となる物質を特定すること。
- 3 2で特定された食品衛生上の危害の原因となる物質について、危害が発生するおそれのある製造工程ごとに、当該物質及び当該危害の発生を防止するための措置（以下「管理措置」という。）を検討し、危害要因リストに記載すること。
- 4 2で特定された食品衛生上の危害の原因となる物質による危害の発生を防止するため、製造工程のうち、管理措置の実施状況の連続的な又は相当の頻度の確認（以下「モニタリング」という。）を必要とするもの（以下「重要管理点」という。）を設定するとともに、重要管理点を設定しない場合には、その理由を記載した文書を作成すること。
- 5 重要管理点に設定しようとする製造工程における管理措置では危害の原因となる物質を十分に管理できない場合は、当該製造工程又はその前後の製造工程において適切な管理措置を定めることができるよう、製品又は製造工程を見直すこと。
- 6 個々の重要管理点について、危害の原因となる物質を許容できる程度にまで低減し、又は排除するための基準（危害の原因となる物質に係る許容の可否を判断する基準であつて、温度、時間、水分含量、水分活性、水素イオン濃度、有効塩素等の測定が可能な指標及び外観、食感等の人の官能による指標に基づくものをいう。以下「管理基準」という。）を設定すること。
- 7 管理基準の遵守状況の確認及び管理基準が遵守されていない製造工程を経た製品の出荷の防止のためのモニタリングの方法を設定し、十分な頻度で実施すること。
- 8 モニタリングの方法に関する全ての記録は、モニタリングを実施した担当者及び責任者による署名を行うこと。
- 9 モニタリングにより重要管理点に係る管理措置が適切に講ぜられていないと認められたときに講ずべき措置（管理基準の不遵守により影響を受けた製品の適切な処理を含む。以下「改善措置」という。）を、重要管理点において設定し、適切に実施すること。
- 10 自らが用いる危害分析・重要管理点方式につき、食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するため、十分な頻度で検証を行うこと。

##### 五 記録の作成及び保存

- 1 四の2及び3の危害分析、四の4の重要管理点の設定並びに四の6の管理基準の設定について、記録を作成し、及び保存すること。
- 2 四の7のモニタリング、四の9の改善措置及び四の10の検証について、記録を作成し、保存すること。
- 3 食品衛生上の危害の発生防止に必要な限度において、取り扱う食品に係る仕入元、製造又は加工等の状態、出荷先又は販売先その他必要な事項に

関する記録を作成し、これを保存するよう努めること。

4 1から3までの記録の保存期間は、取り扱う食品等の消費期限、賞味期限等に応じて合理的な期間を設定すること。

5 食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するため、国、都道府県等から要請があった場合には、1から3までの記録を提出すること。

#### 第二 食品取扱者等の衛生管理等

別表第一の第二、第四及び第五に定める基準によること。

#### 第三 食品取扱者等に対する教育訓練

一 営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者は、製造、加工、調理、販売等が衛生的に行われるよう、食品取扱者及び関係者に対し、食品等の衛生的な取扱方法、汚染防止の方法、適正な手洗いの方法、健康管理等食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施すること。

二 一の衛生教育には、別表第一の第一の一の2、六の1、十の1及び十一の1並びに第一の四の各種手順等に関する事項を含むものとする。

三 洗剤等の化学物質を取り扱う者に対しては、その安全な取扱いについての教育訓練を実施すること。

四 教育訓練の効果について定期的に評価し、必要に応じ、そのプログラムを修正すること。

#### 附 則

この条例は、食品表示法（平成二十五年法律第七十号）の施行の日から施行する。

#### 提案理由

食品等を取り扱う施設の公衆衛生上講ずべき措置に係る国の指針が改められたことに鑑み、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第二十九号

## 徳島県食の安全安心推進条例の一部改正について

徳島県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例

徳島県食の安全安心推進条例（平成十七年徳島県条例第百十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十七条の三」に、「第十七条」を「第十八条」に、「第三十条」を「(第二十九条の二・第三十条)」に改める。

第三条第一号中「講じられる」を「講ぜられる」に改め、同条第二号中「適正な食品の表示を推進する」を「、食品の信頼性を向上させる」に、「講じられる」を「講ぜられる」に改める。

第五条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第十三条第一項中「行った食品」及び「当該食品」の下に「又は添加物」を加え、同条第二項中「行った食品」及び「当該食品」の下に「又は添加物」を加え、「若しくは」を「又は」に改め、同条第三項中「食品が」を「食品又は添加物が」に改める。

第十五条第一項中「蓋然性」を「蓋然性」に、「この章」を「この章（第十七条から第十七条の三までを除く。）」に改める。

第十七条から第十七条の六までを削る。

第三章中第十六条の次に次の三条を加える。

（衛生管理認証）

**第十七条** 知事は、次の各号に掲げる者がその営業又は事業（以下「営業等」という。）において講ずる公衆衛生上の措置が当該各号に定める基準に適合すると認めるときは、食品又は添加物の安全性の向上に資する営業等の衛生管理がされているものとして、当該営業等の施設又は製造等の工程を認証することができる。

一 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条各号に規定する営業を行う者 食品衛生法施行条例（平成十二年徳島県条例第二十七

号) 別表第二に定める基準

一 と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第九条に規定すると畜業者等 と畜場法施行規則(昭和二十八年厚生省令第四十四号)第七条第一項第一号に掲げる基準

二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第六条第一項に規定する食鳥処理業者 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成二年厚生省令第四十号)別表第四に定める基準

2 前項の規定による認証(以下「衛生管理認証」という。)を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

3 衛生管理認証を受けた者(以下「認証取得者」という。)は、当該衛生管理認証に係る施設又は製造等の工程(以下「認証施設等」という。)の全部又は一部の変更(知事の定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

4 知事は、認証施設等において製造等が行われた食品及び添加物の流通及び消費の振興に関し必要な措置を講ずるものとする。

(衛生管理認証の更新)

**第十七条の二** 衛生管理認証は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間(以下「有効期間」という。)の経過によって、その効力を失う。

2 前条第二項の規定は、前項の更新について準用する。

3 第一項の更新の申請があつた場合において、有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の衛生管理認証は、有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、第一項の更新がされたときは、当該更新後の衛生管理認証の有効期間は、従前の衛生管理認証の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(衛生管理認証の取消し)

**第十七条の三** 知事は、認証取得者が次の各号のいずれかに該当するときは、衛生管理認証の全部又は一部を取り消すことができる。

一 認証取得者がその営業等において講ずる公衆衛生上の措置が第十七条第一項各号に定める基準に適合しなくなつたとき。

二 第十七条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 偽りその他不正の手段により衛生管理認証又は前条第一項の更新を受けたとき。

第七章中第三十条の前に次の一条を加える。

(手数料)

**第二十九条の二** 次の各号に掲げる者が衛生管理認証を受けようとする場合は、当該各号に定める額の手数を納付しなければならない。

一 第十七条第一項第一号に掲げる者(食品衛生法施行令第三十五条第二号、第十号、第十二号、第十四号、第十五号及び第二十二号に規定する営業を行う



者に限る。) 一件につき一万五千円

二 第十七条第一項第一号に掲げる者(前号に該当する者を除く。) 一件につき三万円

三 第十七条第一項第二号に掲げる者 一件につき六万円

四 第十七条第一項第三号に掲げる者 一件につき六万円

2 次の各号に掲げる者が第十七条の二第一項の更新を受けようとする場合は、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

一 前項第一号に掲げる者 一件につき一万円

二 前項第二号に掲げる者 一件につき二万円

三 前項第三号に掲げる者 一件につき四万円

四 前項第四号に掲げる者 一件につき四万円

3 前二項の手数料は、第十七条第二項(第十七条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による申請の際、納付しなければならない。

4 既納の手数料は、還付しない。

第三十二条を次のように改める。

**第三十二条** 第十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による物件の提出をしなかつた者は、二十万円以下の罰金に処する。

#### 附 則

1 この条例は、徳島県食品表示の適正化等に関する条例(平成二十七年徳島県条例第 号)の施行の日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 提案理由

徳島県食品表示の適正化等に関する条例の制定に伴い、所要の改正を行うとともに、食品衛生法施行条例等の一部改正に鑑み、食品又は添加物の安全性の向上に資する営業又は事業の衛生管理がされている施設又は製造等の工程に係る認証の制度を創設する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第三十号

### 徳島県消費者行政活性化基金条例の一部改正について

徳島県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

#### 徳島県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

徳島県消費者行政活性化基金条例（平成二十一年徳島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日までに行われる消費者行政活性化事業に要する経費の精算が完了する日」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

地方消費者行政推進交付金に係る事業と相まって、消費生活相談の窓口の機能の強化を図る事業その他の消費者行政の活性化を図るために実施する事業を引き続き計画的に推進するため、徳島県消費者行政活性化基金の設置の期間を延長する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第三十一号

### 徳島県情報公開条例の一部改正について

徳島県情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

#### 徳島県情報公開条例の一部を改正する条例

徳島県情報公開条例（平成十三年徳島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号ハ中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

#### 提案理由

独立行政法人通則法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



第三十二号

徳島県個人情報保護条例の一部改正について

徳島県個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県個人情報保護条例の一部を改正する条例

**第一条** 徳島県個人情報保護条例（平成十四年徳島県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「(第四十四条)」を「(第四十四条・第四十四条の二)」に改める。

第二条第二号中「(法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。)」を削る。

第四十四条に見出しとして「(統計法に基づき収集された個人情報等に係る調整)」を付し、第二章第四節中同条の次に次の一条を加える。

(特定個人情報に係る調整)

**第四十四条の二** 実施機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第八項に規定する特定個人情報という。以下同じ。）に関しては、第六条第二項及び第三項、第七条第二号から第八号まで、第八条第二項第二号及び第三号、第九条、第十条第三項ただし書、第十三条第二項ただし書、第十四条第一項第三号、第二十六条、第二十八条第二項ただし書、第二十九条第一項第四号、第三十五条第二項ただし書、第三十六条第一項第四号並びに第四十四条第二項から第四項までの規定は適用しないものとし、他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条	当該実施機関以外のものに	実施機関（知事、公営企業管理者及び病院事業管理者に限る。）の相互間で
第七条第一号	本人の同意があるとき、又は本人に提供する	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である

第八条第二項第一号	法令等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）
第十三条第一項	（第五条第四項第一号に規定する個人情報取扱事務に係るものを除く。）の開示	の開示
第二十八条第一項及び第三十五条第一項	又は第二十六条第三項の規定	の規定
第三十五条第一項第一号	第六条 又は第七条の規定に違反して利用されている	第六条第一項 、第四十四条の二第一項の規定により読み替えて適用する第七条（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されている場合、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されている場合又は同法第二十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されている
第三十五条第一項第二号	第七条又は第八条	第四十四条の二第一項の規定により読み替えて適用する第七条（第一号に係る部分に限る。）又は第八条第一項及び第四十四条の二第一項の規定により読み替えて適用する第八条第二項（第一号に係る部分に限る。）
第四十四条第五項	第二十八条	第二十八条（同条第一項にあつては、第四十四条の二第一項の規定による読替え後の第二十八条第一項）、第二十九条から第三十四条まで、第三十五条（同条第一項にあつては、第四十四条の二第一項の規定による読替え後の第三十五条第一項）及び第三十六条



第四十四条第六項	又は第二十六条第三項の規定	の規定
----------	---------------	-----

2 実施機関は、その保有している特定個人情報について、第三十一条第一項の決定に基づき訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該特定個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第四十五条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 事業者のうち、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)を取り扱うものは、個人番号の不正な利用、漏えい等が個人の権利利益の重大な侵害を招くおそれがあることを十分に認識し、同法その他の法令及びこの条例を遵守して個人番号その他の特定個人情報を適正に取り扱わなければならない。

**第二条** 徳島県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

目次中「・第四十四条の二」を「―第四十四条の三」に改める。

第四十四条の二第一項中「同じ。」の下に「(同法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録(以下「情報提供等の記録」という。)に記録されたものを除く。次項において同じ。)」を加え、第二章第四節中同条の次に次の一条を加える。

**第四十四条の三** 実施機関が保有し、又は保有しようとする情報提供等の記録に記録された特定個人情報に関しては、第六条第二項及び第三項、第七条ただし書、第八条第二項第二号及び第三号、第九条、第十条第三項ただし書、第十三条第二項ただし書、第十四条第一項第三号、第二十三条、第二十六条、第二十八条第二項ただし書、第二十九条第一項第四号、第三十四条から第四十条まで、第四十二条第四号並びに第四十四条第二項から第四項までの規定は適用しないものとし、他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条の見出し	利用及び提供	利用
第七条	利用し、又は当該実施機関以外のものに提供しては	利用しては
第八条第二項第二号	法令等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)
第十三条第一項	(第五条第四項第一号に規定する個人情報取扱事務に係るものを除く。)の開示	の開示
第二十八条第一項	又は第二十六条第三項の規定	の規定

第四十一条の二	、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求 若しくは利用停止請求	若しくは訂正決定等又は開示請求若しくは訂正請求
第四十二条	、訂正決定等又は利用停止決定等	又は訂正決定等
第四十四条第五項	第二十八条から第四十条まで	第二十八条（同条第一項にあつては、第四十四条の三第二項の規定による読替え後の第二十八条第一項）及び第二十九条から第三十三条まで
	訂正又は利用停止	訂正
第四十四条第六項	訂正又は利用停止	訂正
	又は第二十六条第三項の規定	の規定

2 実施機関は、その保有している情報提供等の記録に記録された特定個人情報について、第三十一条第一項の決定に基づき訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等の記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

### 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日から施行する。ただし、第一条中第二条第二号の改正規定は公布の日から、第二条の規定は同法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が制定されたことに伴い、実施機関が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、及び当該特定個人情報の開示等を実施するために必要な措置を講ずる等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第三十三号

## 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

**第一条** 徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

十六 徳島県青少年健全育成条例（昭和四十年徳島県条例第三十一号。以下この号において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- 1 条例第八条第八項の規定による有害図書類の陳列方法の改善等の勧告及び同条第九項の規定による勧告に従うべきことの命令
- 2 条例第十一条の三第三項の規定による有害図書類等の自動販売機からの除去命令
- 3 条例第十一条の五第一項の規定による図書類等を販売する自動販売機の設置の届出の受理、同条第二項の規定による図書類等を販売する自動販売機の設置場所等の変更等の届出の受理及び同条第三項の規定による図書類等を販売する自動販売機管理者の住所等の変更等の届出の受理
- 4 条例第十七条第一項の規定による立入調査を実施する者の指定

第二条第二項の表中八十一の項を八十三の項とし、八十の項を八十二の項とし、同表七十九の項に次のように加える。

- 5 条例第四十八条第二項において準用する条例第十三条の規定による氏名の変更等の届出の受理及び県への送付
- 6 条例第四十八条第二項において準用する条例第十四条第三項の規定による地位の承継の届出の受理及び県への送付

第二条第二項の表中七十九の項を八十一の項とし、七十八の項を八十の項とし、同表七十七の項中「七十九の項」を「八十一の項」に改め、同項を同表七十九の項とし、同表中七十六の項を七十八の項とし、七十五の項を削り、七十四の項を七十七の項とし、七十三の項を七十六の項とし、七十二の項を七十五の項とし、同表七十一の項9中「第七条第三号」を「第七条第三号及び第四号」に、「及び同条第四号」を「並びに同条第五号」に改め、同項を同表七十四

の項とし、同表中七十の項を七十三の項とし、六十六の項から六十九の項までを三項ずつ繰り下げ、同表六十五の項44中「第五十二条第二項」を「第五十三条第二項」に改め、同項を同表六十八の項とし、同表中六十四の項を六十七の項とし、六十三の項を六十六の項とし、六十二の項を六十五の項とし、同表六十一の項中「六十四の項」を「六十七の項」に、「美波町」を「美波町 松茂町」に改め、同項を同表六十四の項とし、同表中六十の項を六十三の項とし、同表五十九の項中「美波町」を「美波町 松茂町」に改め、同項を同表六十二の項とし、同表五十八の項中「六十四の項」を「六十七の項」に改め、同項を同表六十一の項とし、同表中五十七の項を六十の項とし、五十一の項から五十六の項までを三項ずつ繰り下げ、同表五十の項中「美馬市」を「美馬市 那賀町」に改め、同項を同表五十三の項とし、同表四十九の項中「美馬市」を「美馬市 那賀町」に改め、同項を同表五十二の項とし、同表中四十八の項を五十一の項とし、四十四の項から四十七の項までを三項ずつ繰り下げ、同表四十三の項中「阿南市」を「阿南市 吉野川市」に改め、同項を同表四十六の項とし、同表四十二の項中「阿南市」を「阿南市 吉野川市」に改め、同項を同表四十五の項とし、同表中四十一の項を四十四の項とし、四十の項を四十三の項とし、三十九の項を四十二の項とし、同表三十八の項中「勝浦町」を「勝浦町 上勝町」に改め、同項を同表四十一の項とし、同表中三十七の項を四十の項とし、同表三十六の項中「上板町」を「上板町 つるぎ町」に改め、同項を同表三十九の項とし、同表三十五の項4中「第九条の七の五第二項」を「第九条の七の五第一項」に改め、同項中「上板町」を「上板町 つるぎ町」に改め、同項を同表三十八の項とし、同表三十四の項中「勝浦町」を「勝浦町 上勝町」に改め、同項を同表三十七の項とし、同表中三十三の項を三十六の項とし、三十の項から三十二の項までを三項ずつ繰り下げ、同表二十九の項中「美馬市」を「美馬市 那賀町」に改め、同項を同表三十二の項とし、同表二十八の項中「神山町」を「阿波市 神山町」に改め、同項を同表三十一の項とし、同表二十七の項中「二十九の項まで」を「三十三の項まで」に、「及び二十九の項」を「及び三十二の項」に、「二十九の項及び三十の項」を「三十二の項及び三十三の項」に、「。二十九の項」を「。三十二の項」に改め、同項を同表三十の項とし、同表中二十六の項を二十九の項とし、同項の前に次のように加える。

二十八 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの（町村の区域内で行われる隣保事業に係るものに限る。）

- 1 法第六十九条第一項の規定による隣保事業の開始の届出の受理及び同条第二項の規定による隣保事業の変更又は廃止の届出の受理
- 2 法第七十条の規定による隣保事業に係る報告の徴収又は当該職員による検査及び調査
- 3 法第七十二条の規定による隣保事業の経営の制限又は停止命令

那賀町

第二条第二項の表二十五の項中「美馬市」を「美馬市 那賀町」に改め、同項を同表二十七の項とし、同表二十四の項中「神山町」を「阿波市 神山町」に改め、同項を同表二十六の項とし、同表二十三の項中「神山町」を「阿波市 神山町」に改め、同項を同表二十五の項とし、同表中二十二の項を二十四の項とし、二十一の項を二十三の項とし、同表二十の項中「二十三の項、二十四の項、二十七の項及び二十八の項」を「二十五の項、二十六の項、三十の項及び三十一の項」に改め、同項を同表二十二の項とし、同表中十九の項を二十一の項とし、同表十八の項中「二十五の項」を「二十八の項」に改め、同項を同

表二十の項とし、同表中十七の項を十九の項とし、同項の前に次のように加える。

<p>十八 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（汚水等排出施設に係るものに限る。）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法第四条第三項において準用する法第三条第三項の規定による公害防止管理者の選任又は解任等の届出の受理及び県への送付</li> <li>2 法第六条第二項において準用する法第三条第三項の規定による公害防止管理者の代理者の選任又は解任等の届出の受理及び県への送付</li> </ol>	<p>鳴門市 小松島市 吉野川市 阿波市 三好市 勝浦町 石井町 那賀町 牟岐町 美波町 海陽町 藍住町</p>
---	--

第二条第二項の表中十六の項を削り、十五の項を十七の項とし、十の項から十四の項までを二項ずつ繰り下げ、同表九の項中「勝浦町」を「勝浦町 上勝町」に、「那賀町」を「那賀町 牟岐町」に改め、同項を同表十一の項とし、同表八の項中「勝浦町」を「勝浦町 上勝町」に、「那賀町」を「那賀町 牟岐町」に改め、同項を同表十の項とし、同表中七の項を九の項とし、六の項を八の項とし、同表五の項中「海陽町」を「那賀町 海陽町」に改め、同項を同表七の項とし、同表中四の項を六の項とし、同項の前に次のように加える。

<p>五 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法第八十二条第一項の規定による液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者からの報告の徴収</li> <li>2 法第八十三条第一項の規定による液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者の事務所等に係る立入検査、質問又は収去</li> <li>3 法第八十三条の二第一項の規定による液化石油ガス器具等の提出命令</li> </ol>	<p>那賀町</p>
--	------------

第二条第二項の表三の項中「この項」を「この項及び次項」に改め、同項を同表四の項とし、同表二の項の次に次のように加える。

<p>三 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法第四十六条第一項の規定によるガス用品の販売の事業を行う者からの報告の徴収</li> <li>2 法第四十七条第一項の規定によるガス用品の販売の事業を行う者の営業所等に係る立入検査</li> <li>3 法第四十七条の二第一項の規定によるガス用品の提出命令</li> </ol>	<p>那賀町</p>
--	------------

## 第二条 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（）」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（）」に改め、同号1中「鳥獣に」を「鳥獣の管理（鳥獣に）」に、「防止」を「防止を図るために行うものに限る。」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第十一号を第十号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項の表十五の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（）」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（）」に改め、同項1中「法第七条第二項第五号に掲げる特定鳥獣の数の調整」を「鳥獣の管理（第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を図るために行うものに限る。）」に改め、同表二十の項中「社会福祉法（）」の下に「昭和二十六年法律第四十五号。」を加え、「二十八の項」を「二十七の項」に改め、同表二十二の項中「、次項、二十五の項、二十六の項、三十の項及び三十一の項」を「から二十五の項まで、二十九の項及び三十の項」に改め、同表中二十四の項を削り、二十五の項を二十四の項とし、二十六の項から二十九の項までを一項ずつ繰り上げ、同表三十の項中「三十三の項」を「三十二の項」に、「三十二の項」を「三十一の項」に改め、同項3中「同条第六項」を「同条第九項の規定による認可をしない旨等の通知、同条第十一項」に、「同条第七項」を「同条第十二項」に改め、同項5中「第五十八条」を「第五十八条第一項」に改め、同項を同表二十九の項とし、同表中三十一の項を三十の項とし、同表三十二の項1中「同条第六項」を「同条第十一項」に、「同条第七項」を「同条第十二項」に改め、同項3中「第五十八条」を「第五十八条第一項」に改め、同項を同表三十一の項とし、同表中三十三の項を三十二の項とし、三十四の項から六十の項までを一項ずつ繰り上げ、同表六十一の項中「六十七の項」を「六十六の項」に改め、同項を同表六十の項とし、同表中六十二の項を六十一の項とし、六十三の項を六十二の項とし、同表六十四の項中「六十七の項」を「六十六の項」に改め、同項を同表六十三の項とし、同表中六十五の項を六十四の項とし、六十六の項から七十八の項までを一項ずつ繰り上げ、同表七十九の項中「八十一の項」を「八十の項」に改め、同項を同表七十八の項とし、同表中八十の項を七十九の項とし、八十一の項から八十三の項までを一項ずつ繰り上げる。

### 附 則

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 第二条中第二条第一項第十号の改正規定（同号を同項第九号とする部分を除く。）及び同条第二項の表十五の項の改正規定（平成二十七年五月二十九日）
  - 二 第二条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正後の徳島県の事務処理の特例に関する条例第二条に掲げる事務に係る法令若しくは条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に当該事務に係る法令等の規定により知事に対してされている申請その他の行為で、施行日以後においては同条に定める市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における当該事務に係る法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみ

なす。

提案理由

地方自治法の規定による市町村の長との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。





## 第三十四号

## 職員の退職手当に関する条例の一部改正について

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例**

職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

附則第八項第一号及び第四号イ中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第三十五項中「附則第二条第一項」を「附則第二条」に改める。

附則第四十項中「第六十三条第二項」を「第五十条の十第二項」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第四十項の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

## 提案理由

独立行政法人通則法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第三十五号

### 徳島県税条例の一部改正について

徳島県税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

#### 徳島県税条例の一部を改正する条例

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

交通ネットワーク整備、産業活性化策及び大規模災害対策のための財源を確保する必要があることに鑑み、法人の県民税の法人税割の税率の特例について適用期間の延長を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



第三十六号

徳島県県民環境関係手数料条例の一部改正について

徳島県県民環境関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県県民環境関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県民環境関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の百七十五の項から百八十の項までの規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同表の百八十一の項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に、「第九条第一項」を「第二十七条第二項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第二種フロン類充填回収業者」に改め、同表の百八十二の項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第十二条第一項」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第三十条第一項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第二種フロン類充填回収業者」に改め、同表中百九十九の項を二百一の項とし、百九十六の項から百九十八の項までを二項ずつ繰り下げ、百九十五の項を百九十七の項とし、同項の前に次のように加える。

百九十六 土壤汚染対策法第三十二条第一項の規定に基づく指定調査機関の指定の更新の申請に対する審査	二万四千八百円
--	---------

別表第一中百九十四の項を百九十五の項とし、百九十三の項を百九十四の項とし、同表の百九十二の項中「(平成十四年法律第五十三号)」を削り、同項を同表の百九十三の項とし、同表の百九十一の項の次に次のように加える。

百九十二 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づく指定調査機関の指定の申請に対する審査	三万九百円
---	-------

別表第二中「百九十五の項及び百九十六の項」を「百九十七の項及び百九十八の項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の百八十一の項及び百八十二の項の改正規定は特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十九号）の施行の日から、同表の百七十五の項から百八十の項までの改正規定は同年五月二十九日から施行する。

#### 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により土壌汚染対策法の一部が改正されたことに伴い、土壌汚染状況調査等を行う指定調査機関の指定及び指定の更新の申請に対する審査に係る手数料を定めるとともに、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部が改正され、フロン類の充填を業として行う者の登録制度が導入されたことに伴い、所要の整備を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第三十七号

## 児童福祉法施行条例等の一部改正について

児童福祉法施行条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 児童福祉法施行条例等の一部を改正する条例

(児童福祉法施行条例の一部改正)

**第一条** 児童福祉法施行条例(平成十二年徳島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「児童福祉施設」の下に「(幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。)」を加える。

第二十一条第一項中「第六号の三」を「第六号の二」に改める。

(徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部改正)

**第二条** 徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例(平成二十四年徳島県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「規定する学校」の下に「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

(徳島県税条例の一部改正)

**第三条** 徳島県税条例(昭和三十五年徳島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第四十八条第三項中「という。)」の下に「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加え、「用いる」を「供する」に改める。

(徳島県郷土文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

**第四条** 徳島県郷土文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和四十六年徳島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表の備考第二項第一号ハ中「学校が」を「学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七

号) 第二条第七項に規定する「幼保連携型認定こども園が、幼児」に改める。

#### 附 則

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から施行する。

#### 提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の一部が改正され、幼保連携型認定こども園に関する制度が創設されたこと等に伴い、関係条例について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第三十八号

## 徳島県安心子ども基金条例の一部改正について

徳島県安心子ども基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県安心子ども基金条例の一部を改正する条例

徳島県安心子ども基金条例（平成二十一年徳島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号ハ中「第七条第一項」を「第二条第六項」に改める。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

- 基金は、第六条の規定にかかわらず、基金の原資として国から交付された補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項の補助金等をいう。）の返還に要する経費の財源に充てる場合に処分することができる。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一号ハの改正規定は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から施行する。

## 提案理由

保育士資格等の取得を支援すること等により、子どもを安心して育てることができる環境の整備を引き続き推進するため、徳島県安心子ども基金の設置の期間を延長するとともに、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第三十九号

## 徳島県自然環境保全条例等の一部改正について

徳島県自然環境保全条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県自然環境保全条例等の一部を改正する条例

(徳島県自然環境保全条例の一部改正)

**第一条** 徳島県自然環境保全条例(昭和四十七年徳島県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第二項第一号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部改正)

**第二条** 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例(平成二十四年徳島県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例

第一条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

(公聴会参加者等の実費弁償支給条例の一部改正)

**第三条** 公聴会参加者等の実費弁償支給条例(昭和二十三年徳島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第十三号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

## 附 則

この条例は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

**提案理由**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十号

徳島県環境影響評価条例の一部改正について

徳島県環境影響評価条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県環境影響評価条例の一部を改正する条例

徳島県環境影響評価条例（平成十二年徳島県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

<p>「第一節 第二種事業に係る判定（第五条）</p> <p>日次中「準備書の」を「方法書の」に、</p> <p>第二節 方法書の作成等（第六条―第十一条）</p> <p>第三節 環境影響評価の実施等（第十二条・第十三条）」</p>	を	<p>「 第一節 配慮書（第四条の二―第四条の八）</p> <p>第二節 第二種事業に係る判定（第五条）</p> <p>第四章 方法書（第六条―第十一条）</p> <p>第五章 環境影響評価の実施等（第十二条・第十三</p>
--	---	--

に、「第四章」を「第六章」に、「第五章」を「第七章」に、「第六章」を「第八章」に、「第七章」を「第九章」に、「第八章」を「第十章」に、「第九章

条）」  
環境影響評価、事後調査その他の手続」を「第十一章 手続」に、「第十章」を「第十二章」に、「第十一章」を「第十三章」に、「第十二章 法対象事業に係る環境影響評価、事後調査その他の」を「第十四章 法対象事業に係る」に、「第十三章」を「第十五章」に改める。

第二条第二項第四号中「空港整備法」を「空港法」に、「第二条第一項」を「第二条」に改める。

第四条第二項中第九号を第十一号とし、第一号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

- 一 対象事業に係る計画の立案の段階において、当該事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）

二 計画段階配慮事項についての検討を適切に行うために必要であると認められる計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針

第三章の章名中「準備書」を「方法書」に改める。

第三章第一節から第三節までの節名を削る。

第三章中第五条の前に次の一節及び節名を加える。

#### 第一節 配慮書

(計画段階配慮事項についての検討)

**第四条の二** 第一種事業を実施しようとする者(委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下同じ)は、第一種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定するに当たっては、技術指針で定めるところにより、一又は二以上の事業実施想定区域における計画段階配慮事項についての検討を行わなければならない。

(配慮書の作成)

**第四条の三** 第一種事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)を作成しなければならない。

- 一 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 第一種事業の目的及び内容
- 三 事業実施想定区域及びその周囲の概況
- 四 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
- 五 その他規則で定める事項

(配慮書の送付等)

**第四条の四** 第一種事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、知事及び技術指針で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、配慮書及びこれを要約した書類(以下この条において「要約書」という。)を送付するとともに、当該配慮書及び要約書を公表しなければならない。

(配慮書についての知事等の意見)

**第四条の五** 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、第一種事業を実施しようとする者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、配慮書について前条に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第一項の場合において、知事は、徳島県環境影響評価審査会の意見を聴くことができる。

4 第一項の場合において、知事は、第二項の意見を勘案するものとする。

5 知事は、第一項の規定により意見を述べたときは、速やかに、前条に規定する市町村長に対し、当該意見を記載した書面の写しを送付するものとする。

(配慮書についての意見の聴取)

**第四条の六** 第一種事業を実施しようとする者は、技術指針で定めるところにより、配慮書の案又は配慮書について一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。

(第一種事業の陸止等)

**第四条の七** 第一種事業を実施しようとする者は、第四条の四の規定による公表を行ってから第八条第一項の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、配慮書の送付を当該第一種事業を実施しようとする者から受けた者にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

一 第一種事業を実施しないこととしたとき。

二 第四条の三第二号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が第一種事業又は第二種事業のいずれにも該当しないこととなったとき。

三 第一種事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第三号の場合において、当該引継ぎ後の事業が第一種事業であるときは、同項の規定による公表の日以前に当該引継ぎ前の第一種事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに第一種事業を実施しようとする者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の第一種事業を実施しようとする者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに第一種事業を実施しようとする者となった者について行われたものとみなす。

(第二種事業に係る計画段階配慮事項についての検討)

**第四条の八** 第二種事業を実施しようとする者(委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下同じ。)は、第二種事業に係る計画の立案の段階において、第四条の二の事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定するに当たっては、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第二種事業を実施しようとする者は、当該事業の実施が想定される区域における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うこととした旨を知事に書面により通知するものとする。

2 前項の規定による通知をした第二種事業を実施しようとする者については、第一種事業を実施しようとする者とみなし、第四条の二から前条までの規定を

適用する。

## 第二節 第二種事業に係る判定

第五条第一項中「(委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下同じ。)」を削る。

第七十五条第一項及び第二項中「環境影響評価」を「計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価」に改める。

第七十六条第二項第一号中「環境影響評価」を「計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価」に改め、同項第二号及び同条第六項中「方法書」を「配慮書、方法書」に改める。

第七十七条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六 法第三条の七第一項の規定により意見を述べることに係る業務

第七十七条中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第四条の五第一項の規定により意見を述べることに係る業務

第七十九条中「説明会」を「方法書説明会若しくは準備書説明会」に改める。

第八十条から第八十二条までの規定中「環境影響評価」を「計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価」に改める。

第八十三条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第八十四条第一項及び第二項中「第十一章」を「第十三章」に改め、同条第三項中「ついで」の下に「、第四条の二から第四条の七まで及び第六条から第二十六号まで」を加え、「及び」を「並びに」に改め、「による」の下に「計画段階配慮事項についての検討、」を加える。

第十三章を第十五章とする。

第六十条第一項中「第六十二条第一項」を「第六十二条第三項」に改める。

第六十一条第一項中「方法書」の下に「及び法第六条第一項の要約書」を、「供する」の下に「とともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表する」を加え、同条第二項中「供する」の下に「とともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表する」を加え、同条第三項中「及び要約書」を「等」に改め、「供する」の下に「とともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表する」を加える。

第六十二条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項を第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

知事は、法第三条の七第一項（法第三条の十第二項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）の規定により意見を述べる場合には、期間を指定して、法第三条の七第一項の配慮書の案又は配慮書について法第二条第二項に規定する第一種事業又は同条第三項に規定する第二種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。



2 前項に規定する場合において、知事は、法第三条の七第一項の配慮書の案又は配慮書について審査会の意見を聴くことができる。

第六十三条第一項中「第十条第二項」を「第三条の七第二項」に、「法第六条第一項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「前項」を「第二項」に、「法第十条第一項」を「第三条の七第二項」に、「法第二十条第一項」を「第二十条第一項」に、「法第六条第一項」を「前条第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、法第十条第一項の規定により知事が方法書について意見を述べた場合について準用する。この場合において、前項中「第三条の七第一項」とあるのは「第十条第一項」と、「前条第一項」とあるのは「法第六条第一項」と読み替えるものとする。

第六十七条第二項中「供する」の下に「とともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表する」を加える。

第十二章の章名中「環境影響評価、事後調査その他の」を削り、同章を第十四章とする。

第五十三条中「による」の下に「計画段階配慮事項についての検討」を加える。

第十一章を第十三章とする。

第四十九条第三項及び第四項中「場合には、」の下に「第四条の二から第四条の八までの規定により行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続及び」を、「において」の下に「、第四条の七第二項第三号及び第二項」を、「第三十四条第一項第三号」の下に「及び第二項」を加える。

第五十条第二項中「第十五条」を「第十五条第一項」に、「第二十六条第一項の規定により評価書、同項の要約書及び第二十四条第一項の書面」を「評価書等」に改める。

第五十二条中「規定する」の下に「計画段階配慮事項についての検討」を加え、「説明会」を「方法書説明会及び準備書説明会」に改める。

第十章を第十二章とする。

第四十七条及び第四十八条中「環境影響評価」を「計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価」に改める。

第九章の章名中「環境影響評価、事後調査その他の」を削り、同章を第十一章とする。

第四十一条第一項中「関係地域内において、事後調査報告書及び要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければ」を「公告の日から起算して一月間、事後調査報告書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第八章を第十章とする。

第三十五条第二号中「及び」を「、」に改め、「負担金」の下に「及び同項第四号の政令で定める給付金のうち規則で定めるもの」を加え、同条第五号中「第四条」を「第五条」に改める。

第七章を第九章とし、第六章を第八章とする。

第二十六条第一項を次のように改める。

事業者は、前条第三項の規定による送付又は届出をしたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、評価書（同条第一項第二号又は第二項の規定による評価書の補正をしたときは、当該補正後の評価書。以下同じ）、これを要約した書類及び第二十四条第一項の書面（次項及び第五十条第二項において「評価書等」という。）を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第二十六条第二項中「、要約書及び第二十四条第一項の書面」を「等」に改め、「供する」の下に「とともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表する」を加える。

第五章を第七章とする。

第十四条第一号中「第三号」を「第六号」に改め、同条に次の一号を加える。

十 その他規則で定める事項

第十五条第一項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「及び第十七条」を削る。

第十六条第一項中「関係地域内において、準備書及び要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければ」を「公告の日から起算して一月間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第十七条第一項中「説明会」を「準備書説明会」に、「説明会を」を「準備書説明会を」に改め、同条第二項を次のように改める。

- 2 第八条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第七条に規定する地域」とあるのは「第十五条第一項に規定する関係地域」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第十七条第二項において準用する第二項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第十七条第二項において準用する前三項」と読み替えるものとする。

第十七条第三項から第五項までを削る。

第十九条中「説明会」を「準備書説明会」に改める。

第二十条第二項を次のように改める。

- 2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、準備書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

第二十条に次の一項を加える。

- 3 第一項の場合において、知事は、前項の規定による当該関係市町村長の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見及び事業者の見解に配慮するものとする。

第四章を第六章とする。

第五条の次に次の章名を付する。

#### 第四章 方法書

第六条中「事業者は」の下に「、配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、第四条の五第一項の意見が述べられたときはこれを勘案して、第四条の二の事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定し」を、「事項」の下に「(配慮書を作成していない場合においては、第四号から第六号までに掲げる事項を除く。)」を加え、同条中第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 第四条の三第四号に掲げる事項

五 第四条の五第一項の意見

六 前号の意見についての事業者の見解

第六条に次の一号を加える。

八 その他規則で定める事項

第七条中「対し、方法書」の下に「及びこれを要約した書類(次条において「要約書」という。)」を加える。

第八条第一項中「前条に規定する地域内において、方法書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければ」を「公告の日から起算して一月間、方法書及び要約書を前条に規定する地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(説明会の開催等)

**第八条の二** 事業者は、規則で定めるところにより、前条第一項の縦覧期間内に、第七条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会(以下「方法書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、知事及び第七条に規定する地域を管轄する市町村長にその旨を通知するとともに、方法書説明会を開催する旨その他規則で定める事項を、方法書説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、第二項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

第九条第一項中「前条第一項」を「第八条第一項」に改める。

第十条中「書類」の下に「並びに第八条の二第二項の規定により開催した方法書説明会の概要を記載した書類」を加える。

第十一条の次に次の章名を付する。

### 第五章 環境影響評価の実施等

第十二条中「第六条第四号」を「第六条第七号」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。ただし、第二条第二項第四号及び第三十五条第五号の改正規定並びに附則第十二項の規定は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 改正後の徳島県環境影響評価条例（以下「新条例」という。）第八条第一項、第十六条第一項、第二十六条第一項又は第四十一条第一項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う公告及び縦覧に係る新条例第六条に規定する環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）、新条例第十四条に規定する環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）、新条例第二十六条第一項に規定する評価書等又は新条例第三十九条に規定する報告書について適用する。
- 3 新条例第八条の二（新条例第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書又は準備書について適用する。
- 4 新条例第四条の二から第四条の六までの規定は、施行日前に方法書を公告した事業については、適用しない。
- 5 この条例の施行の際、新条例第二条第二項に規定する第一種事業（以下「第一種事業」という。）について、徳島県行政手続条例（平成七年徳島県条例第四十八号）第三十四条に規定する行政指導その他の措置の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。
  - 一 第一種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項の決定に当たって、一又は二以上の事業の実施が想定される区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行った結果を記載したものであると認められる書類 新条例第四条の二の計画段階環境配慮書
  - 二 知事が前号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 新条例第四条の五第一項の書面
- 6 前項各号に掲げる書類は、知事が指定するものとする。

- 7 この条例の施行後に新条例第四条の二に規定する第一種事業を実施しようとする者となるべき者は、この条例の施行前において、新条例第四条の二から第四条の七までの規定の例による新条例第四条の二に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うことができる。
- 8 前項の規定による手続が行われた第一種事業については、当該手続は、新条例の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。
- 9 前二項の規定は、この条例の施行後に新条例第四十九条第三項の規定により新条例第四条の二に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を同条に規定する第一種事業を実施しようとする者に代わるものとして行う県について準用する。
- 10 附則第七項及び第八項の規定は、この条例の施行後に新条例第四十九条第四項の規定により新条例第四条の二に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を同条に規定する第一種事業を実施しようとする者に代わるものとして行う市町村等について準用する。
- 11 新条例第八十三条の規定は、施行日以後に新条例第二十六条第一項の規定による公告又は新条例第三十一条第三項（新条例第三十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三十二条第三項において読み替えて準用する新条例第三十一条第一項に規定する公告が行われる事業について適用し、その他の事業に係る環境影響評価その他の手続については、なお従前の例による。  
（規則への委任）
- 12 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、規則で定める。

#### 提案理由

環境影響評価法の一部が改正されたことに鑑み、事業の計画の立案段階における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討の手続を新設するとともに、環境影響評価方法書等を作成した場合の公表について定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第四十一号

### 徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正について

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

#### 徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表の十の項及び十一の項を次のように改める。

十及び十一 削除

#### 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

#### 提案理由

歯科技工士法等の一部が改正され、歯科技工士国家試験の実施主体が都道府県知事から厚生労働大臣に変更されたことに伴い、歯科技工士国家試験の実施及び歯科技工士国家試験合格証明書の交付に係る手数料を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。





## 第四十二号

## 徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部改正について

徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例**

徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例（昭和三十七年徳島県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ(1)から(3)までの規定中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第七条第一号ロ中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改め、同号ニを次のように改める。

## ニ 次に掲げる事業を行う事業所

- (1) 介護保険法第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業（同条第四項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）
- (2) 介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定に係る同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス事業のうち、同条第十五項（第一号に係る部分に限る。）に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行うもの又は同条第二十二項に規定する複合型サービス（同条第四項に規定する訪問看護又は同条第十五項（第一号に係る部分に限る。）に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を組み合わせることにより提供されるものに限る。）を行うもの
- (3) 介護保険法第五十三条第一項本文の指定に係る同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業（同条第三項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。）

**附 則**

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第七条第一号ロの改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第七条第一号ニの規定は、この条例の施行の日以後に結ばれる貸与の契約に係る修学資金について適用し、同日前に結ばれた貸与の契約に係る修学資金については、なお従前の例による。

#### 提案理由

看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部が改正されたことに鑑み、保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金の返還の債務の免除等の要件に係る施設の範囲を改めるとともに、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により保健師助産師看護師法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第四十三号

## 徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正について

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「昭和三十五年法律第百四十五号」の下に「。以下「医薬品医療機器等法」という。」を加え、同条第七号中「それを濫用することにより」を「人の身体に使用された場合に」に、「認められるもの」を「認められる又は生じるおそれがあるもの（医薬品医療機器等法第二条第一項に規定する医薬品、酒類及びたばこを除く。以下「危険薬物」という。）」に改める。

第六条に次の二項を加える。

- 2 医師は、診察の結果、受診者が危険薬物を吸入、吸引、摂取その他の方法により身体に使用したことによる中毒症状を呈するものであると診断したときは、その症状その他規則で定める情報を知事に提供するよう努めなければならない。
- 3 県民は、家族、知人その他の者について、危険薬物の製造、販売等又は身体に使用したことによる健康被害に関する情報を入手したときは、知事に提供するよう努めるものとする。

第二十一条中「第十七条から前条まで」を「第二十五条、第二十六条及び前条」に改め、同条を第二十九条とし、同条の前に次の一条を加える。

**第二十八条** 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第二項及び第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第二十二條第一項又は第三項の規定による命令（第二十一条第一項第四号に係るものを除く。）に違反した者

第二十条を削る。

第十九条中「第十一条第四号」を「第十九条第四号」に改め、同条を第二十七条とする。

第十八条第一号中「第十一条第一号又は第二号」を「第十九条第一号又は第二号」に改め、同条第二号中「第十四条」を「第二十二條第二項又は第四項」に、「第十三条第一項第三号」を「第二十一条第一項第十四号」に改め、同条を第二十六条とする。

第十七条中「第十四条」を「第二十二條第二項又は第四項」に、「第十三条第一項第一号又は第二号」を「第二十一条第一項第十二号又は第十三号」に改め、同条を第二十五条とする。

第十六条を第二十四条とする。

第十五条第一項中「第二条第七号に掲げる薬物」を「危険薬物」に、「第八条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条を第二十三条とする。

第十四条第二項各号列記以外の部分中「前条第一項第一号から第三号まで」を「前条第一項第十二号から第十四号まで」に改め、同項第二号中「前条第一項第一号から第三号まで」を「前条第一項第十二号から第十四号まで」に、「同項第一号から第三号まで」を「同項第十二号から第十四号まで」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項第一号から第七号までのいずれかに該当する者に対し、同項の警告を発することなく、知事監視製品等の販売等の手続を命じ、又は危険薬物及び知事監視製品の回収その他必要な措置を採ることを命ずることができる。

一 薬物の濫用による危害から県民の健康及び安全を守るため緊急を要する場合で、前条第一項の警告を発するいとまがないとき。

二 前条第一項第一号から第七号までのいずれかに該当する者が、過去に同項の警告（同項第一号から第七号までに係るものに限る。）を受けたことがあるとき。

第十四条第一項中「同項第一号から第三号まで」を「同項第十二号から第十四号まで」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加え、同条を第二十二條とする。

知事は、前条第一項の警告（同項第一号から第七号までに係るものに限る。）に従わない者に対し、危険薬物の容器等への記載事項の記載、知事監視製品の販売等の届出、知事監視製品の販売等の際の説明書の交付若しくは誓約書の徴収、知事監視製品に関する説明書の提出若しくは改善、第十三条第七項の規則で定める事項の書面への記載若しくは当該書面若しくは誓約書の保存（以下「知事監視製品等の販売等の手続」という。）を命じ、又は危険薬物及び知事監視製品の回収その他必要な措置を採ることを命ずることができる。

第十三条第一項第六号中「第十一条第六号」を「第十九条第六号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第五号中「第十一条第五号」を「第十九条第五号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第四号中「第十一条第四号」を「第十九条第四号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第三号中「第十一条第三号」を「第十九条第三号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第二号中「第十一条第二号」を「第十九条第二号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第一号中「第十一条第一号」を「第十九条第一号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項に第一号から第十一号までとして次の十一号を加える。

- 一 第九条第一項の規定に違反して危険薬物の容器等に同項各号に掲げる事項を記載せず又は虚偽の記載をした者
  - 二 第十三条第一項又は第九項の規定に違反して届出をしなかつた者
  - 三 第十三条第三項の規定に違反して説明書を交付せず、若しくはその内容の説明をせず、又は同条第六項の規定に違反して誓約書の提出を受けずに知事監視製品を販売し、若しくは授与した者
  - 四 第十三条第四項の規定による説明書の提出の求めに応じなかつた者
  - 五 第十三条第五項の規定による説明書の改善の指導に応じなかつた者
  - 六 第十三条第七項の規定に違反して同項の規則で定める事項を書面に記載しなかつた者
  - 七 第十三条第八項の規定に違反して誓約書又は同条第七項の規則で定める事項を記載した書面を保存しなかつた者
  - 八 第十四条第一項の規定に違反して誓約書を提出しなかつた者
  - 九 第十四条第二項の規定に違反して誓約書の内容を遵守しなかつた者
  - 十 第十五条第一項の規定に違反して誓約その他同項の規則で定める事項を記載した書面を提出しなかつた者
  - 十一 第十五条第三項の規定に違反して同条第一項の書面及び同条第二項の説明書の内容を遵守しなかつた者
- 第十三条第一項に次の一号を加える。

十八 第十九条第七号の規定に違反して危険薬物を吸入、吸引、摂取その他の人の中枢神経系に興奮等の作用を及ぼす方法によりみだりに使用した者

第十三条第二項中「第四号」を「第十五号及び第十八号」に改め、同条を第二十一条とする。

第十二条第四項中「第一項及び第二項」を「第一項から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」を「医薬品医療機器等法」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加え、同条を第二十条とする。

知事は、この条例の施行に必要な限度において、危険薬物若しくはこれに該当する疑いのある物（知事指定薬物及び知事監視製品並びにこれらに該当する疑いのある物を除く。）を販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で所持し、若しくは人の身体にみだりに使用した者に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、これらの物を業務上取り扱う場所その他これらの行為に関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、知事監視製品若しくはこれに該当する疑いのある物を販売し、授与し、若しくは販売若しくは授与の目的で所持した者に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、これらの物を業務上取り扱う場所その他これらの行為に関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第十一条に次の一号を加え、同条を第十九条とする。

七 危険薬物（知事指定薬物を除く。）を吸入、吸引、摂取その他の人の中枢神経系に興奮等の作用を及ぼす方法により人の身体にみだりに使用してはならない。

第十条の見出しを「(知事指定薬物の指定の解除)」に改め、同条第一項中「第八条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第二項中「第八条第二項本文及び第四項」を「第十六条第二項本文及び第四項」に改め、同条を第十八条とする。

第九条の見出しを「(知事指定薬物の指定の失効)」に改め、同条第三項中「第十七条から第二十一条まで」を「第二十五条から第二十九条まで」に改め、同条を第十七条とする。

第八条の見出しを「(知事指定薬物の指定)」に改め、同条第一項中「第二条第七号に掲げる薬物」を「危険薬物」に改め、「認めるもの」の下に「であつて人の身体に使用された場合に人の健康に危害が生じると認められるもの」を加え、同条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 県民の健康及び安全を守るため緊急を要する場合で、あらかじめ徳島県薬事審議会の意見を聴くいとまがないとき。
  - 二 薬物の濫用を防止するための規制を定める都道府県の条例であつて規則で定めるものに基づき、前項の規定による指定に相当する指定がなされたとき。
- 第八条を第十六条とし、第七条の次に次の八条を加える。

(危険薬物の濫用者への治療等)

**第八条** 県は、危険薬物を濫用している者に対して治療及び社会復帰の支援を行うとともに、その家族への支援を行うものとする。

(危険薬物の販売等の手続)

**第九条** 危険薬物を販売し、又は授与しようとする者は、販売し、又は授与する危険薬物の直接の容器又は被包（以下「容器等」という。）に次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、正当な理由がある場合として規則で定める場合は、この限りでない。

- 一 当該危険薬物に第二条第一号から第六号までに掲げる薬物及び第十六条第四項に規定する知事指定薬物が含まれていないことを確認していること。
- 二 当該危険薬物の成分及びその含有量

(知事監視製品の指定)

**第十条** 知事は、危険薬物のうち、その名称、成分、使用方法等の表示内容、販売場所、販売方法、広告その他の情報から、その用途及び使用方法に反して、吸入、吸引、摂取その他の方法により身体に使用されるおそれがあると認めるものを指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、徳島県薬事審議会の意見を聴かななければならない。ただし、県民の健康及び安全を守るため緊急を要する場合で、あらかじめ徳島県薬事審議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

- 3 前項ただし書の場合においては、知事は、第一項の規定による指定を行った後、速やかに、その旨を徳島県薬事審議会に報告するものとする。
- 4 第一項の規定による指定は、同項の規定により指定された薬物（以下「知事監視製品」という。）を特定できる情報、指定の理由、指定の効力発生の日その他必要な事項を公示することによって行うものとする。

（知事監視製品の指定の失効）

**第十一条** 前条第一項の規定による指定は、知事監視製品が第二条第一号から第六号までに掲げる薬物若しくは第十六条第四項に規定する知事指定薬物に該当するに至ったとき又は知事監視製品について医薬品医療機器等法第七十六条の六の二第一項の規定による禁止がなされたときは、その効力を失うものとする。

- 2 知事は、前項の規定により知事監視製品の指定の効力が失われたときは、当該知事監視製品を特定できる情報、効力が失われた理由その他必要な事項を公示するものとする。
- 3 第二十八条から第三十条までの規定は、第一項の規定により知事監視製品の指定の効力が失われる前にした行為についても、適用する。

（知事監視製品の指定の解除）

**第十二条** 知事は、前条第一項に規定する場合のほか、第十条第一項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるとき又は当該指定を継続することが適当でないと認めるときは、当該指定を解除しなければならない。

- 2 第十条第二項本文及び第四項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

（知事監視製品の届出及び販売等の手続）

**第十三条** 知事監視製品を、業として、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持する場所ごとに知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出をした者（以下「販売業者」という。）の氏名（法人にあつては、名称）その他規則で定める事項を公示するものとする。
- 3 販売業者は、知事監視製品を販売し、又は授与するときは、購入し、又は譲り受けようとする者に対し、当該知事監視製品に関する次に掲げる事項を記載した書面（以下「説明書」という。）を交付の上、その内容を説明しなければならない。
  - 一 名称、用途及び使用方法
  - 二 みだりに吸入、吸引、摂取その他の方法により身体に使用してはならないことその他遵守すべき事項
  - 三 前二号に掲げるもののほか、適正かつ安全な使用のために必要な情報
- 4 知事は、説明書の内容を確認するため、販売業者に対し、当該説明書の提出を求めることができる。

- 5 知事は、前項の規定により提出された説明書の内容が適正かつ安全な使用のために十分でないと認めるときは、販売業者に対し、当該説明書の改善を指導することができる。
- 6 販売業者は、知事監視製品を販売し、又は授与するときは、購入し、又は譲り受けようとする者から、住所及び氏名（法人にあつては、所在地及び名称）、説明書の記載内容を遵守し、みだりに吸入、吸引、摂取その他の方法により身体に使用しない旨の誓約その他規則で定める事項を記載した書面（以下「誓約書」という。）の提出を受けなければならない。
- 7 販売業者は、知事監視製品を購入し、又は譲り受けたときは、その都度、規則で定める事項を書面に記載しておかなければならない。
- 8 販売業者は、知事監視製品を販売し、若しくは授与し、又は購入し、若しくは譲り受けた日から三年間、誓約書及び前項の規則で定める事項を記載した書面を保存しなければならない。
- 9 販売業者は、第一項の規定により届け出た事項を変更したときは、その日から十五日以内に、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。
- 10 販売業者は、知事監視製品を販売しなくなったとき、授与しなくなったとき、又は販売若しくは授与の目的で所持しなくなったときは、その日から十五日以内に、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。
- 11 知事は、前二項の規定による届出があつたときは、当該届出をした販売業者の氏名（法人にあつては、名称）その他規則で定める事項を公示するものとする。

（販売業者から購入等をする者の手続等）

**第十四条** 販売業者から知事監視製品を購入し、又は譲り受けようとする者は、誓約書を当該販売業者に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により誓約書を提出した者は、その内容を遵守しなければならない。

（販売業者以外の者から購入等をした者の手続等）

**第十五条** 販売業者以外の者から知事監視製品を購入し、又は譲り受けた者（販売業者を除く。）は、当該知事監視製品を県内で所持したときは、直ちに、住所及び氏名（法人にあつては、所在地及び名称）、みだりに吸入、吸引、摂取その他の方法により身体に使用しない旨の誓約その他規則で定める事項を記載した書面を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により書面を提出した者に対し、その者が購入し、又は譲り受けた知事監視製品に関する説明書を交付するものとする。
- 3 第一項の規定により書面を提出した者は、当該書面及び前項の規定により交付された説明書の内容を遵守しなければならない。

本則に次の一条を加える。

**第三十条** 第二十一条第一項の規定による警告（同項第八号から第十一号まで及び第十八号に係るものに限る。）に従わない者は、五万円以下の過料に処する。



**附 則**

- 1 この条例は、平成二十七年七月一日から施行する。ただし、第八条第二項ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**提案理由**

最近におけるいわゆる危険ドラッグによる危害の発生状況に鑑み、規制の対象となる薬物の範囲を拡大するとともに、薬物の濫用を防止するための規制を強化する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第四十四号

## 介護保険法施行条例の一部改正について

介護保険法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 介護保険法施行条例の一部を改正する条例

介護保険法施行条例（平成二十四年徳島県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条ただし書中「第四十五条において準用する省令第三十七条第二項、省令」及び「、省令第百十五号において準用する省令第百六条第二項」を削る。

第十条ただし書中「第三十七条第二項、」及び「、第百六条第二項」を削る。

第十一条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第八号から第十二号まで」を「第七号から第十一号まで」に改める。

第十二条中「第八号、第十号及び第十一号」を「第七号、第九号及び第十号」に改める。

第十三条中「第八号から第十二号まで」を「第七号から第十一号まで」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「整備法」という。）附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第五条の規定（整備法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「旧法」という。）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護若しくは同条第七項に規定する介護予防通所介護又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護若しくは同条第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれらに相当するサービスについては、改正前の介護保険法施行条例（以下「旧条例」という。）第三条ただし書、第十条ただし書及び第十一条の規定は、なおその効力を有する。

この場合において、旧条例第三条ただし書及び第十条ただし書中「される」とあるのは、「される介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第四号）第五条の規定による改正前の」とする。

#### 提案理由

介護保険法の一部が改正され、介護予防サービスのうち介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業に移行することに伴い、指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第四十五号

### 徳島県森林整備加速化・林業飛躍基金条例の一部改正について

徳島県森林整備加速化・林業飛躍基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

#### 徳島県森林整備加速化・林業飛躍基金条例の一部を改正する条例

徳島県森林整備加速化・林業飛躍基金条例（平成二十一年徳島県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

森林整備加速化・林業再生事業費補助金等に係る事業の実施期限が廃止されたことに鑑み、徳島県森林整備加速化・林業飛躍基金条例の失効規定を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



第四十六号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十三の二の項及び三十三の三の項を次のように改める。

<p>三十三の二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五条第一項から第三項までの規定に基づき長期優良住宅建築等計画（三十三の四の項において「計画」という。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第二条第四項各号に掲げる措置のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第三条の二第二項に規定する評価方法基準への適合を要件とする部分について同法第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関（三十三の五の項において「登録住宅性能評価機関」という。）がその適合を証する書類（三十三の四の項において「適合証」という。）の添付がある場合であつて、申請する住宅に係る建築物の床面積の合計が二百平方メートル以下のときは一万千円、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のときは一万三千円、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは三万円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは四万五</p>
---	---

<p>三十三の三 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第二項（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出に伴う建築基準関係規定に適合するかどうかの審査</p>	<p>千円、二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは十二万七千円、一万平方メートルを超えるときは十八万七千円</p> <p>2 その他の場合であつて、申請する住宅に係る建築物の床面積の合計が二百平方メートル以下のときは五万六千円、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のときは七万二千円、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは十六万二千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは二十六万円、二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは八十万円、一万平方メートルを超えるときは百二十万円</p> <p>三十九の項下欄により算定した額</p>	
<p>別表第一の三十三の四の項の3中「三十三の二の項下欄2イ」を「三十三の二の項下欄2」に改め、「、変更後の計画について建築基準法第六条第一項の規定に基づく確認の申請を要する場合は変更後の確認済証を同2イ又はロに規定する確認済証と」を削る。</p>		
<p>別表第一の三十三の六の項中「三十三の三の項下欄」を「三十九の項下欄」に改める。</p>		
<p>別表第一の三十九の項を次のように改める。</p>		
<p>三十九 建築基準法第六条第一項の規定に基づく確認の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる計画の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（次に掲げる区分のうち二以上の区分に該当する場合にあつては、該当する区分ごとに算定した額の合計額）</p> <p>イ 建築物を建築する場合（ロに掲げる場合及び移転する場合を除く。）であつて、当該建築に係る部分の床面積の合計が三十平方メートル以下のときは五千元、三十平方メートルを超え百平方メートル以下のときは九千元、</p>	



	<p>別表第一の三十九の項の次に次のように加える。</p> <p>三十九の二 建築基準法第六条の三第二項の規定に基づき構造計算適合性判定（以下この項</p>	<p>百平方メートルを超え二百平方メートル以下のときは一万四千元、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のときは一万九千元、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは三万四千元、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは四万八千元、二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは十四万円、一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは二十四万円、五万平方メートルを超えるときは四十六万円</p> <p>ロ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）は、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）をイに掲げる床面積の合計とみなしてイにより算定した額</p> <p>ハ 建築物を移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合（イに掲げる場合を除く。）は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の二分の一をイに掲げる床面積の合計とみなしてイにより算定した額</p> <p>ニ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一をイに掲げる床面積の合計とみなしてイにより算定した額</p>	<p>次に掲げる構造計算の区分に応じそれぞれ次に定める金額</p>

において「構造計算適合性判定」という。)の申請に対する審査

(同一敷地内に二以上の構造計算適合性判定を要する建築物(建築基準法第二十条第二項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合にあつては、当該建築物の部分。以下この項において同じ。)がある場合は、それぞれの建築物につき次により算定した額の合計額)

イ 建築基準法第二十条第一項第二号イに規定する方法による場合であつて、当該建築物における構造計算適合性判定に係る部分の床面積の合計が千平方メートル以下のときは二十一万円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは二十七万九千円、二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは三十二万円、一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは四十二万五千円、五万平方メートルを超えるときは七十七万四千円

ロ 建築基準法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによる場合であつて、当該建築物における構造計算適合性判定に係る部分の床面積の合計が千平方メートル以下のときは十四万六千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは十八万千円、二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは二十万千円、一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは二十五万四千円、五万平方メートルを超えるときは四十二万八千円

二十九の三 建築基準法第六条の三第一項の規定に従って行われる構造計算適合性判定の申請に対する審査

二十九の二の項下欄イ中「二十一万円」とあるのは「二十二万六千円」と、「二十七万九千円」とあるのは「三十万千円」と、「三十二万円」とあるのは「三十四万五千円」

と、「四十二万五千円」とあるのは「四十五万八千円」と、「七十七万四千円」とあるのは「八十三万五千円」と、同口中「十四万六千円」とあるのは「十五万八千円」と、「十八万千円」とあるのは「十九万五千円」と、「二十万千円」とあるのは「二十一万六千円」と、「二十五万四千円」とあるのは「二十七万四千円」と、「四十二万八千円」とあるのは「四十六万千円」と読み替えた額により算定した額

別表第一の四十の項中「三十九の項一」を「三十九の項下欄」に改め、同表の四十八の項中「第七条の六第二項第二号」の下に「又は第二号」を加え、「承認」を「認定」に改め、同表の四十八の二の項中「第十八条第三項」を「第十八条第四項」に改め、「審査（同条第四項の「及び」を要する場合に限る。）」を削り、「三十九の項下欄イ又はロ」を「三十九の二の項下欄イ又はロ」に、「建築基準法施行令第八十一条第四項」を「建築基準法第二十条第二項」に改め、同表の六十五の二の項中「第六十七条の二第三項第二号」を「第六十七条の三第三項第二号」に改め、同表の七十九の二の項中「第十一条第二項」を「第五条第三項」に、「書換交付」を「書換え交付」に改め、同表の九十三の項中「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改め、同表の九十四の項中「宅地建物取引主任者資格登録簿」を「宅地建物取引士資格登録簿」に改め、同表の九十六の項及び九十七の項中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同項の次に次のように加える。

九十七の二 宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十四条の十五 四千五百円

第一項の規定に基づく宅地建物取引士証の再交付の申請に対する審査

**附 則**

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）の施行の日から施行する。ただし、別表第一の七十九の二の項の改正規定は建築士法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十二号）の施行の日から、同表の九十三の項、九十四の項、九十六の項及び九十七の項の改正規定並びに同項の次に次のように加える改正規定は平成二十七年四月一日から施行する。

**提案理由**

建築基準法の一部が改正され、建築主が構造計算適合性判定を都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関に直接申請できることとされたことに伴い、建

築確認の申請に対する審査に係る手数料について所要の整備を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十七号

徳島県都市公園条例の一部改正について

徳島県都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県都市公園条例の一部を改正する条例

徳島県都市公園条例（昭和三十二年徳島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項の表水泳プール及びこれに附属する有料公園施設の項の次に次のように加える。

<p>駐車場</p>	<p>一月一日から十二月三十一日まで</p>	<p>午前零時から午後十二時まで。ただし、自動車を駐車場へ入車させることのできる時間は、午前六時から午後十時までとする。</p>
------------	------------------------	--

第十三条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる有料公園施設の使用料は、それぞれ当該各号に定めるところにより徴収する。

- 一 水泳プール（共用する場合に限る。） 入場の際、入場券を発行して徴収する。
- 二 駐車場 利用の終了の際、現金により徴収する。ただし、知事が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

第十四条中「場合」の下に「その他知事が特別の事情があると認める場合」を加える。

別表第一 徳島県蔵本公園の項中「放送施設」を「放送施設 駐車場」に改め、同表 徳島県鳴門総合運動公園の項中「講演会等のための用具」を「講演会等のための用具 带状映像装置」に改める。

別表第三のその二の表に次のように加える。

<p>駐車場</p>	<p>一台二回</p>	<p>普通自動車</p>	<p>駐車時間が、一時間を超え四時間以内</p>
------------	-------------	--------------	--------------------------

				<p>の場合は一〇〇円、四時間を超え五時間以内の場合は二〇〇円、五時間を超え六時間以内の場合は三〇〇円、六時間を超え七時間以内の場合は四〇〇円、七時間を超え十二時間以内の場合は五〇〇円、十二時間を超える場合は一、〇〇〇円</p>
		大型自動車		<p>駐車時間が、二時間を超え四時間以内の場合は二〇〇円、四時間を超え五時間以内の場合は四〇〇円、五時間を超え六時間以内の場合は六〇〇円、六時間を超え七時間以内の場合は八〇〇円、七時間を超える場合は一、〇〇〇円</p>

別表第三のその三の表中

講演会等のための用具	一日	一六、二三〇円を超えない範囲内で規則で定める額
------------	----	-------------------------

を

講演会等のための用具	一日
带状映像装置	一式一

	一六、二三〇円を超えない範囲内で規則で定める額
--	-------------------------

日	職業としてスポーツをする者	二九、四六〇円	に改める。
	その他の者	一一、二七〇円	

別表第三備考第十三項中「陸上競技場用大型映像装置」の下に「又は带状映像装置」を加え、同備考に次の二項を加える。

14 「普通自動車」とは道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三条に規定する普通自動車及び小型特殊自動車をいい、「大型自動車」とは同条に規定する大型自動車、中型自動車及び大型特殊自動車をいう。

15 駐車時間が不明である場合の駐車場の使用料の額は、駐車時間を普通自動車にあつては十二時間を、大型自動車にあつては七時間を超えるものとみなして算定した額とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第一徳島県鳴門総合運動公園の項の改正規定、別表第三のその三の表の改正規定及び別表第三備考第十三項の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

#### 提案理由

徳島県蔵本公園の駐車場を有料化すること及び徳島県鳴門総合運動公園において带状映像装置を供用することに伴い、関係規定について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。





## 第四十八号

## 徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について

徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「風致地区」の下に「（二以上の市町村の区域にわたるものに限る。以下同じ。）」を加える。

第二条第一項中「知事」の下に「（市の区域内にあつては、当該市の長。以下「知事等」という。）」を加え、同項第七号中「堆積<sup>たいせき</sup>」を「堆積」に改め、同条第三項中「又は県」を「、県又は市町村」に、「知事」を「知事等」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 国立研究開発法人森林総合研究所

第二条第三項中第八号を第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

九 独立行政法人国立病院機構

第二条第三項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 独立行政法人中小企業基盤整備機構

第三条中「知事」を「知事等」に改め、同条第五号中「（同項第四号を除く。）に規定する業務」を「第一号、第二号イ若しくは第三号（水資源開発施設に係る部分に限る。）に規定する業務又は同法附則第四条第一項に規定する業務（これに附帯する業務を除く。）」に改める。

第四条第一項各号列記以外の部分及び第五号ハの②中「知事」を「知事等」に改め、同項第九号イ中「地貌<sup>ちほう</sup>」を「地貌」に改め、同項第十号中「堆積<sup>たいせき</sup>」を「堆積」に改める。

第五条第一項中「知事」を「知事等」に、「二に」を「いずれかに」に、「附し」を「付し」に改め、同項第三号中「みずから」を「自ら」に改め、同項第三号中「附した」を「付した」に改め、同条第二項中「知事」を「知事等」に改める。

第六条第一項中「知事」を「知事等」に、「行なう」を「行う」に、「行なわれている」を「行われている」に改める。

第八条中「知事」を「知事等」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に効力を有する改正前の徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第二条第一項、第四条第一項若しくは第五条の規定により知事が行った許可その他の行為又は現に旧条例第二条第一項若しくは第三項の規定により知事に対して行っている許可の申請その他の行為で、改正後の徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例（以下「新条例」という。）第二条第一項若しくは第三項又は第五条の規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行った許可その他の行為又は当該市長に対して行った許可の申請その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行前に旧条例第三条の規定により知事に対し通知をしなければならない事項で、この条例の施行の日前にその通知がされていないものについては、これを新条例第三条の規定により市長に対して通知をしなければならない事項についてその通知がされていないものとみなして、同条の規定を適用する。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 提案理由

風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、規制の対象となる風致地区を面積が十ヘクタール以上であつて二以上の市町村の区域にわたるものに限るとともに、風致地区内における行為の許可等を行う者を市の区域にあつては当該市の長とする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第四十九号

## 建築基準法施行条例の一部改正について

建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**建築基準法施行条例の一部を改正する条例**

建築基準法施行条例（昭和四十七年徳島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同項第二号中「地すべり、がけ崩れ」を「地滑り、崖崩れ」に改める。

第九条中「又は幼稚園」を「幼稚園又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」に改める。

**附 則**

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から施行する。ただし、第三条第一項第一号の改正規定については、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、木造の建築物で中学校等の用途に供するものに係る基準を幼保連携型認定こども園に適用する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第五十号

## 徳島県港湾施設管理条例の一部改正について

徳島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

徳島県港湾施設管理条例（昭和三十年徳島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の四の表に次のように加える。

小勝緑地	ソフトボール場	半日	一、七〇〇円
		一日	三、一〇〇円

別表第二の四の表の注第三項中「四時間以上の」を「四時間を超える」に、「四時間未満」を「四時間以下」に改める。

## 附 則

この条例は、平成二十七年五月一日から施行する。

## 提案理由

橋港の小勝緑地にソフトボール場を新設することに伴い、使用料の額を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第五十一号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する  
条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(徳島県教育委員会委員定数条例の一部改正)

**第一条** 徳島県教育委員会委員定数条例(平成十二年徳島県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

「六人」を「五人」に改める。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

**第二条** 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和四十年徳島県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

教育長の給与その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例

第一条を次のように改める。

(趣旨)

**第一条** この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四条第二項及び第三項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十二年法律第百六十二号)第十一条第五項の規定に基づき、教育長の給与その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条第二項中「により、教育委員会が知事と協議して定める」を「による」に改める。

第三条中「定めるところ」を「適用を受ける企業局長の例」に改める。

第五条の見出しを「(その他の勤務条件)」に改め、同条中「勤務時間その他の」を削り、「については」の下に「、前三条に定めるもののほか」を加える。

本則に次の一条を加える。

(職務に専念する義務の免除)

**第六条** 教育長は、教育委員会が定める場合においては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(徳島県職員定数条例の一部改正)

**第三条** 徳島県職員定数条例(昭和二十四年徳島県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「教育長及び」を削る。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

**第四条** 職員の旅費に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号及び第三十二条第一項第一号口中「、病院事業管理者及び教育長」を「及び病院事業管理者」に改める。

(特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

**第五条** 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十四年徳島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第三条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

別表教育委員会の項を次のように改める。

<p>教 育 委 員 会 委 員</p>	<p>日額 二七、一〇〇円</p>	<p>副知事及び識見を有する者のうちから選任された常勤の監査委員が職員の旅費に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第九号)の規定に基づいて受ける旅費の額に相当する額(以下「副知事等相当額」という。)</p>
----------------------	-----------------------	--

(徳島県の公務員倫理に関する条例の一部改正)

**第六条** 徳島県の公務員倫理に関する条例(平成十五年徳島県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「副知事」の下に「、教育長」を加える。



(徳島県吏員恩給条例の一部改正)

**第七条** 徳島県吏員恩給条例(昭和二十三年徳島県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第六号中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

**第八条** 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「(教育長を除く。)」を削る。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(徳島県教育委員会委員定数条例の一部改正に伴う経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号。以下「改正法」という。)附則第二条第一項の規定により教育長が在職する場合においては、第一条の規定による改正後の徳島県教育委員会委員定数条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の徳島県教育委員会委員定数条例の規定は、なおその効力を有する。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 前項に規定する場合においては、第二条の規定による改正後の教育長の給与その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例第一条、第二条第二項、第五条及び第六条の規定は適用せず、第二条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第一条、第二条第二項及び第五条の規定は、なおその効力を有する。

(特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 附則第二項に規定する場合においては、第五条の規定による改正後の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表教育委員会委員の項の規定は適用せず、同条の規定による改正前の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例第三条第二項及び別表教育委員会委員の項の規定は、なおその効力を有する。

(徳島県の公務員倫理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 改正法附則第二条第一項の規定により在職する教育長の職務に係る倫理の保持については、なお従前の例による。

**提案理由**

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育長が常勤の特別職に属する職員とされたこと等に伴い、関係条例について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第五十二号

## 徳島県学校職員定数条例の制定について

徳島県学校職員定数条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県学校職員定数条例

(趣旨)

**第一条** この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十二年法律第百六十二号）第三十一条第三項及び第四十一条第一項の規定に基づき、県立学校の職員及び県費負担教職員の定数を定めるものとする。

(定義)

**第二条** この条例において「県立学校の職員」とは、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。）をいう。

2 この条例において「県費負担教職員」とは、市町村立学校職員給与負担法（昭和三十二年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（臨時又は非常勤の職員を除く。）をいう。

3 この条例において「学校職員」とは、県立学校の職員及び県費負担教職員をいう。

(学校職員の定数)

**第三条** 学校職員の定数は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の相当下欄に掲げるとおりとする。

区 分	定 数
県立学校の職員	二、七九〇人
県費負担教職員	五、一一五人

2 結核性疾患のため長期の療養休暇を要する学校職員、心身の故障による退職者又は育児休業をしている学校職員で、徳島県教育委員会が必要と認めるものについては予算に定める範囲内において、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年徳島県条例第四十五号）第二条第一項に規定する人事委員会規則で定める団体、他の地方公共団体又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十二年徳島県条例第五号）第二条第一項各号に掲げる機関に派遣された学校職員、長期の研修を命ぜられた学校職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業又は同法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をしている学校職員、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしている学校職員及び登録を受けた職員団体又は労働組合の役員として当該職員団体又は労働組合の業務に専ら従事する学校職員については徳島県教育委員会が必要と認める限度において、それぞれ前項に定める学校職員の定数の外に置くことができる。

#### 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

#### 提案理由

学校職員の定数について、より一層の適正な管理を図るため、県立学校の職員及び県費負担教職員の定数を条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第五十三号

## 徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例（昭和五十一年徳島県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の表宿泊室の項を次のように改める。

宿泊室	少年及びこれに準ずる者	一人一日	四四〇円
	その他の者	一人一日	六四〇円

別表の備考第一項中「すべて」を「全て」に改め、同備考に次の一項を加える。

- 5 第二号の表において「これに準ずる者」とは、学齢に達しない者及び高等学校の生徒、大学の学生その他の生徒又は学生をいう。

## 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

## 提案理由

施設の改修により利用者の利便性が向上することに伴い、設置の目的が類似する他県の施設との均衡を勘案し、利用料金の額を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



第五十四号

徳島県地方警察職員定員条例の一部改正について

徳島県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

徳島県地方警察職員定員条例（昭和二十九年徳島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中 「 四二四四人 」 「 四二六六人 」  
「 四三七七人 」 「 四三九九人 」  
「 四四九九人 」 「 四五二二人 」  
「 一、五三三五人 」 「 一、五四二二人 」  
を に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

提案理由

警察法施行令の一部が改正され、地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準が改められることに伴い、本県警察官の定員を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。





## 第五十五号

## 徳島県警察関係手数料条例の一部改正について

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四十八の項の1中「に掲げる者」を「又は第三号に掲げる者」に改め、同表の五十五の項の1中「四千六百元」を「四千四百元」に、「七千七百元」を「七千四百元」に改め、同項の2中「千八百円」を「千七百五十円」に、「千九百元」を「千八百五十円」に、「三千五十円」を「三千百元」に改め、同項の3中「三千五十円」を「二千九百五十円」に、「四千六百元」を「四千五百円」に改め、同項の4中「千九百元」を「千八百五十円」に改め、同項の5中「四千六百元」を「四千五百五十円」に改め、同項の6中「三千円」を「二千八百五十円」に、「四千五百五十円」を「四千四百元」に改め、同表の五十五の二の項の1中「三千八百五十円」を「三千六百五十円」に、「六千九百五十円」を「六千六百五十円」に改め、同項の2中「四千五十円」を「三千八百五十円」に、「四千九百元」を「四千七百五十円」に改め、同表の五十六の項の1中「二千八百円」を「二千八百五十円」に改め、同項の2中「千七百円」を「千七百五十円」に、「三千二百五十円」を「三千三百円」に改め、同項の3中「千円」を「千五十円」に改め、同表の五十八の項の1中「三千六百元」を「三千五百円」に改め、同表の六十の項中「千五百五十円」を「千四百五十円」に、「三千百元」を「三千円」に改め、同表の六十一の項中「千二百円」を「千五百円」に改め、同表の六十二の項の1中「二万三千五百円」を「二万三千四百五十円」に改め、同項の4中「二万千八百五十円」を「二万千七百元」に改め、同項の5の(一)中「四千五百五十円」を「四千元」に、「三千七百五十円」を「三千六百元」に、「四千四百五十円」を「四千二百五十円」に改め、同項の5の(二)中「七千円」を「六千七百元」に、「六千四百円」を「六千百元」に、「二千二百円」を「二千五百円」に、「七千八百円」を「七千四百元」に改め、同項の5の(三)及び(四)中「中型自動車免許又は特定第一種運転免許」を「又は中型自動車免許」に、「二千五百円」を「二千四百五十円」に改め、「普通自動車免許」の下に「又は特定第一種運転免許」を加え、「千八百五十円」を「千九百五十円」に改め、同項の5の(五)を次のように改める。

(五) 技能検定の実施に関する知識

- (1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査 二千円
- (2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査 千九百五十円
- (3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 二千五百円

別表第一の六十二の項の5の(イ)中「千八百五十円」を「千七百五十円」に、「千九百五十円」を「二千円」に、「二千四百五十円」を「二千五百五十円」に、「三千百五十円」を「三千七百円」に改め、同項の5の(ロ)中「二千七百円」を「二千五百五十円」に改め、同表の六十三の項中「千二百円」を「千円」に改め、同表の六十四の項の1中「一万五千円」を「一万四千九百五十円」に改め、同項の3中「九千四百五十円」を「九千四百円」に改め、同項の4中「一万二千八百五十円」を「一万二千七百五十円」に改め、同項の5の(一)中「四千百五十円」を「四千元」に、「三千七百五十円」を「三千六百円」に、「四千四百五十円」を「四千二百五十円」に改め、同項の5の(二)中「千四百五十円」を「千三百五十円」に、「千四百円」を「千二百五十円」に、「千五百円」を「千三百円」に、「千九百円」を「二千五十円」に改め、同項の5の(三)中「千三百五十円」を「千二百五十円」に、「千三百円」を「千二百円」に、「千五百五十円」を「千円」に改め、同項の5の(四)及び(五)中「千四百五十円」を「千五百五十円」に、「千二百円」を「千三百五十円」に、「千二百五十円」を「千三百円」に改め、同項の5の(六)を次のように改める。

(六) 教習指導員として必要な教育についての知識

- (1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査 千四百円
- (2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査 千三百円
- (3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 千二百円

別表第一の六十四の項の5の(ロ)中「二千七百円」を「二千五百五十円」に改め、同表の六十六の項中「七百元」を「七百五十円」に改め、同表の六十七の項中「二千四百五十円」を「二千三百五十円」に改め、同表の六十八の項中「二千二百円」を「二千円」に改め、同表の六十九の項の1中「四千七百円」を「四千六百五十円」に改め、同表の七十の項の1中「四千百五十円」を「四千元」に改め、同項の2中「四千五十円」を「四千元」に改め、同表の七十二の項中「三千百五十円」を「三千円」に改め、同表の七十三の項中「千二百五十円」を「千三百円」に改め、同表の七十五の項の1中「二千円」を「二千五十円」に改め、同項の2中「二千七百五十円」を「二千七百円」に改め、同項の3中「二千六百円」を「二千五百五十円」に改め、同項の4中「二千四百五十円」を「二千四百円」に改め、同表の七十六の項の1中「六百元」を「五百円」に改め、同項の2中「九百五十円」を「八百円」に改め、同項の3中「千五百円」を「千三百五十円」に、「九百五十円」を「八百円」に改め、同表の七十七の項の1中「五千八百円」を「五千六百円」に、「五千三百五十円」を「五千二百円」に改め、同項の2中「二千三百五十円」を「二千二百五十円」に改め、同表の七十八の項中「一万三千三百五十円」を「一万三千二百円」に、「九千二百円」を「九千五十円」に改め、同項の次に次のように加える。

七十八の二 道路交通法第百八条の二第二項第十四号の規定に基づく講習

講習一時間について千九百円

別表第一の七十九の項中「八百五十円」を「九百円」に改め、同表の八十の項中「千五百円」を「千三百五十円」に改め、同表の八十の二の項の1中「五千八百円」を「五千六百円」に、「五千三百五十円」を「五千二百円」に改め、同表の備考の七中「二千九百五十円」を「二千八百円」に、「九百円」を「八百五十円」に、「三千五十円」を「三千百円」に改め、同表の備考の八中「、中型自動車免許」を「又は中型自動車免許に係る審査については五百五十円を、普通自動車免許」に改め、「、普通自動車免許に係る審査については二百円を」を削り、同表の備考の九中「三千円」を「二千八百五十円」に、「九百五十円」を「九百円」に、「千五十円を、」を「千百円を、」に、「三千五十円」を「三千百五十円」に改め、同表の備考の十中「、中型自動車免許又は普通自動車免許に係る審査については百円を、」を「又は中型自動車免許に係る審査については二百五十円を、普通自動車免許又は」に、「五十円」を「百円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一の四十八の項の改正規定 公布の日
- 二 別表第一の七十八の項の次に次のように加える改正規定 道路交通法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

#### 提案理由

道路交通法等の一部が改正されたことに伴い、運転免許試験、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習等に係る手数料について所要の改正を行うとともに、銃砲刀剣類所持等取締法等の一部が改正されたことに伴い、災害により許可済猟銃を亡失した者等に対する講習会に係る手数料を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第 56 号

## 平成26年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金の追加について

平成26年10月21日議決を経た県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について次のとおり追加する。

平成 27 年 2 月 12 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営土地改良事業	阿南市	県営耕地災害復旧事業	21,405,000 <sup>円</sup>	2,183,310 <sup>円</sup>	1.75/10以内	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	三好市	基幹農道整備事業	3,000,000	258,000	0.86/10以内	

## 提案理由

平成26年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について、事業費の変更等に伴い追加する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 57 号

## 平成26年度県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金の追加について

平成26年10月21日議決を経た県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金について次のとおり追加する。

平成 27 年 2 月 12 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町村	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県単独砂防事業等	神山町	県単独砂防事業	4,250,000 <sup>円</sup>	1,062,500 <sup>円</sup>	25/100	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	那賀町	県単独砂防事業	4,250,000	1,062,500	25/100	
	海陽町	県単独砂防事業 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	6,800,000	1,700,000	25/100	
			59,520,000	2,976,000	5/100	
	小 計		66,320,000	4,676,000	—	

## 提案理由

平成26年度県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金について、事業費の変更等に伴い追加する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。





## 第 58 号

## 徳島県県営住宅集約化P F I 事業の特定事業契約の変更特定事業契約について

平成26年3月13日議決を経た徳島県県営住宅集約化P F I 事業の特定事業契約の変更特定事業契約を次のとおり締結する。

平成 27 年 2 月 12 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

特定事業契約書中「4 契約金額 県営住宅整備等事業に係る対価 5,726,337,570円に金利変動を基に算定した増減額及び物価変動を基に算定した増減額等を加算した額」を「4 契約金額 県営住宅整備等事業に係る対価 5,870,130,805円に金利変動を基に算定した増減額及び物価変動を基に算定した増減額等を加算した額」に改める。

## 提案理由

特定事業契約の契約金額の変更に伴い、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第59号

## 権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

平成27年2月12日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

相手方		権利の内容	放棄の理由
住所	氏名		
		徳島県営住宅の家賃99,100円に係る債権	回収不能のため
		徳島県営住宅の家賃50,300円に係る債権	同上
		徳島県営住宅の家賃253,600円に係る債権	同上
		徳島県営住宅の家賃439,400円に係る債権	同上

## 提案理由

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 60 号

## 権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

平成 27 年 2 月 12 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

相 手 方		権 利 の 内 容	放 棄 の 理 由
住 所	氏 名		
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用30,520円に係る債権	回収不能のため
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用375,760円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用20,330円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用60,070円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用48,359円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用59,103円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用93,269円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用42,000円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用24,100円に係る債権	同 上

**提案理由**

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

## 第 61 号

## 包括外部監査契約について

地方自治法第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結する。

平成 27 年 2 月 12 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- |                 |                                  |
|-----------------|----------------------------------|
| 1 契 約 の 目 的     | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告          |
| 2 契 約 の 始 期     | 平成27年4月1日                        |
| 3 契 約 金 額       | 12,342,857円を上限とする額               |
| 4 費 用 の 支 払 方 法 | 契約の定めるところによる。                    |
| 5 契 約 の 相 手 方   | 徳島市南常三島町1丁目4番地1<br>山 本 啓 司 (弁護士) |

## 提案理由

包括外部監査契約について、地方自治法第252条の36第1項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。





## 第 62 号

## 県道の認定について

道路法第7条第1項の規定により，次の道路を県道に認定する。

平成27年2月12日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

認定路線名	起 点	終 点	重要な経過地	備 考
津田インター線	徳島市津田本町	徳島市津田海岸町		

## 提案理由

県道の認定について，道路法第7条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。



報告第1号

訴えの提起に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年2月12日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

訴えの提起について

徳島県営住宅の明け渡し等請求に関し、次のとおり訴えを提起する。

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

明け渡し等請求

住 所	氏 名	県営住宅 団 地名	入居許可年月日	請求の趣旨	請 求 の 原 因		専決処分年月日
					滞 納 金 額	滞 納 期 間	
		矢 三		家屋明け渡し、増築部分の撤去明け渡し及び損害金の支払い	円		平成27年1月22日
				増築部分の撤去明け渡し			

		鴨島呉郷	平成16年1月1日	家屋明け渡し及び家賃、損害金の支払い	218,500	平成25年2月1日から 平成25年3月31日まで	同	上
				連帯保証による家賃及び損害金の支払い		平成25年7月1日から 平成25年7月31日まで		
						平成25年10月1日から 平成26年2月28日まで 平成26年6月1日から 平成26年12月31日まで		
		住吉島	昭和50年8月1日	家屋明け渡し及び家賃、損害金の支払い	132,800	平成26年6月1日から 平成26年12月31日まで	同	上
		羽ノ浦 春日野	昭和48年3月1日	家屋明け渡し及び家賃、損害金の支払い	321,600	平成25年2月1日から 平成26年10月31日まで	同	上
				連帯保証による家賃及び損害金の支払い				
		西新浜	平成23年10月25日	家屋、駐車場明け渡し及び家賃、損害金の支払い	306,300	平成25年8月1日から 平成26年4月30日まで 平成26年7月1日から 平成26年8月31日まで	同	上

				に及ぼす保証金及び家賃の連帯保証による支払い			



## 報告第2号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成27年2月12日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市在住 1名	160,000 <sup>円</sup>	平成26年7月14日	徳島市地内	平成27年1月22日
美馬市所在 1法人	59,400	平成26年8月5日	美馬市地内	平成27年1月22日
徳島市在住 1名	88,394	平成26年8月6日	徳島市地内	平成27年1月22日
吉野川市在住 1名	780,282	平成26年8月19日	名西郡石井町地内	平成27年1月22日
徳島市在住 1名	226,295	平成26年8月26日	徳島市地内	平成27年1月22日
吉野川市在住 1名	63,173	平成26年9月18日	吉野川市地内	平成27年1月22日
名西郡石井町在住 1名	142,500	平成26年10月23日	阿波市地内	平成27年1月22日

那賀郡那賀町在住 1名	167,171	平成26年5月9日	徳島市地内	平成27年1月23日
鳴門市在住 2名	1,264,869	平成26年9月5日	鳴門市地内	平成27年1月23日
吉野川市所在 1法人	12,204	平成26年10月29日	吉野川市地内	平成27年1月23日
徳島市在住 1名	110,000	平成26年10月29日	徳島市地内	平成27年1月23日
徳島市在住 1名	9,449,207	平成25年5月29日	徳島市地内	平成27年1月26日



## 報告第3号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成27年2月12日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
美馬市在住 1名	40,000 <sup>円</sup>	平成26年7月22日	美馬市地内 (国道492号)	平成27年1月7日
阿波市在住 1名	83,000	平成26年8月9日	阿波市地内 (県道鳴門池田線)	平成27年1月7日
徳島市在住 1名	96,000	平成26年8月26日	徳島市地内 (県道徳島環状線)	平成27年1月7日
那賀郡那賀町在住 1名	130,000	平成26年8月26日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成27年1月7日
三好郡東みよし町在住 1名	214,000	平成26年8月28日	三好郡東みよし町地内 (県道三加茂東祖谷山線)	平成27年1月7日
那賀郡那賀町所在 1法人	173,000	平成26年9月26日	那賀郡那賀町地内 (県道木沢上那賀線)	平成27年1月7日
三好市所在 1法人	113,000	平成26年10月15日	三好市地内 (国道439号)	平成27年1月7日

三好市所在 1法人	205,000	平成26年10月27日	三好市地内 (県道西祖谷山山城線)	平成27年1月7日
那賀郡那賀町所在 1法人	259,000	平成26年10月29日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成27年1月7日

## 報告第4号

損害賠償（公園事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成27年2月12日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

公園事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
板野郡北島町在住 1名	円 137,060	平成26年8月24日	徳島市庄町1丁目 県蔵本公園	平成26年12月26日





